

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(改訂案) 〈抜粋版〉

※**マーカー部**が追記・修正箇所です。

目次

序章

建築物等の整備方針

<建築物等の整備方針の見方>

[1] 敷地内の通路	
[2] 出入口	
[3] 廊下等	
[4] 階段	
[5] 傾斜路	
[6] エレベーター	
[7] エスカレーター	P. 1
[8] 便所	
[9] 駐車場	
[10] ホテル又は旅館の客室	P. 6
[11] 浴室等	
[12] 標識	P. 29
[13] 案内設備	
[14] 案内設備までの経路	
[15] 子育て支援設備	
[16] 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）	
[17] 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）	
[18] 知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備	
[19] 避難設備等	
[20] パリアフリー情報の公表（ホテル又は旅館）	P. 37

用語集

引用文献等・参考資料

[7] エスカレーター (条例第17条)

基本的な考え方

高齢者、障がい者等に配慮した垂直移動の方法としては、エレベーターが基本となるが、健常者も含む多くの人の移動のためには、エスカレーターも有効な垂直移動の手段である。エスカレーターを設置するときは、高齢者、障がい者に配慮したものとすることが必要である。
視覚障がい者におけるエスカレーター利用のニーズは高く、エスカレーターを使用できる環境を整備する必要があると考えられる。
一方で、安全性への配慮が必須である。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備 ☆:参考となる事項

条例逐条解説 P.28～29
建築設計標準 P2-60

建築物移動等円滑化基準

解説

項目	内容	解説	
一歩一歩	仕上げ	●階段状のエスカレーターにあつては、踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。	
	段	●くし板の端部と踏み段(階段状以外の形状のエスカレーターにあつては、可動床。以下この条において同じ。)の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段等との境界を容易に識別できるものとする。	
	放送設備	●当該エスカレーターの行き先又は昇降方向(階段状以外の形状のエスカレーターにあつては、進入方向)を音声により知らせる設備を設けること。	

配慮すべき事項望ましい整備

解説

動線計画	☆○エスカレーターは、主要な経路に隣接して設置する。	
幅	○幅は 1000 型(ステップの内法有効幅 100cm 程度)が望ましいとする。 ☆○車いす椅子用エスカレーターには、介助係員の呼び出しインターホンを設置する。	1つの踏み段に2人が乗ることのできる踏み段幅のエスカレーター
速度	☆○エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とすなど安全な運行管理に十分留意する。	
乗降口まわり	○逆進入防止センサーを設けることが望ましい。 ○エスカレーターの乗降口には、100cm 以上の固定手すりを設けると危険防止に有効である。	固定手すりを設ける場合、エスカレーターの移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性がある。固定手すりを移動手すりの外側に一部重なるように設けることにより、この危険性を少なくすることができる。
移動手すり	○移動手すりは、乗降口のステップの昇降開始部分から水平部分で 120cm 以上の長さが望ましいとする。 ○移動手すりの折り返し端は、乗り口では階段手前くし部分から 70cm 程度、降り口ではステップ後方くし部分から 70cm 程度の移動手すりをとることが望ましい。 ☆○移動手すりと固定手すりの間に、身体が挟まらないような配慮が必要である。	
非常停止ボタン	☆○乗降口の近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設ける。	
踏み段	○踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすくする。 ○ステップの水平部分は踏み段が3枚程度とする。 ○定常段差に達するまでの踏み段は5枚程度が望ましいとする。	
点状ブロック等	☆○エスカレーターの乗降口部分に敷設する注意喚起用の点状ブロック	建築物内に設けるエスカレーターの上下端に近接する廊下等

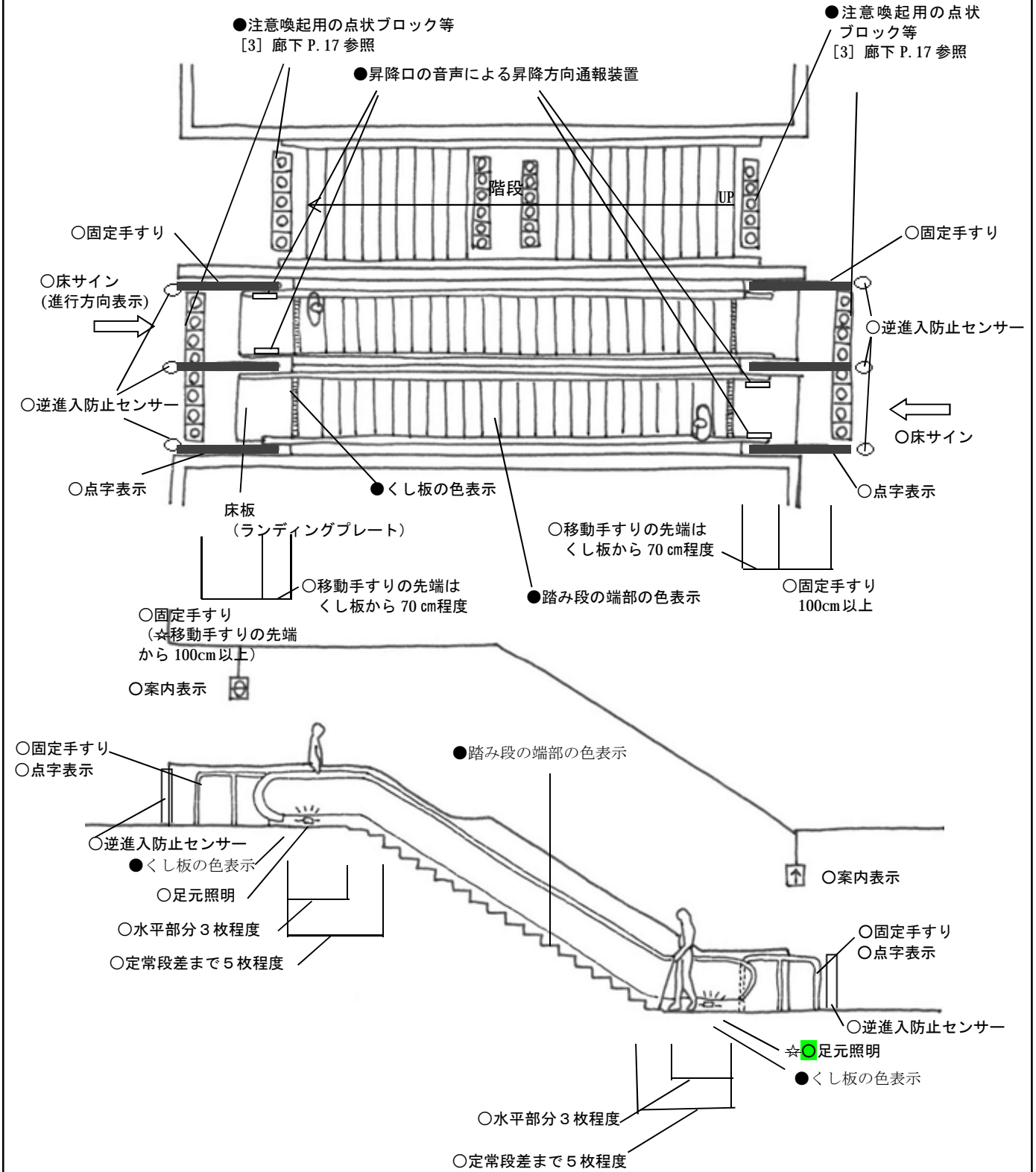
カメラ	ク等は、乗降口部のランディングプレートから 30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設する。 ○エスカレーターの利用状況が確認できるテレビカメラを設置することが望ましい。	の部分には、点状ブロックの敷設が規定されている。 [3]廊下等 P.17、P.22 参照。 放送内容の事例 ・○○行き、上り(下り)エスカレーターです。 ・ご利用の方は手すりを持って、足元の黄色い線を踏まないように順序よくお乗りください。 ・乗り降りの際は足元にご注意ください。
照明	★○乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくする。	
放送設備	○視覚障がい者にとって、乗降口の位置が分かるような、放送設備の位置や放送案内とすることが望ましい。 ★○放送設備は、周囲の環境を考慮し、十分聞き取りやすい音量、音質とし、音源を乗降口に近く、利用者の動線に向かって配置する。	
案内表示	○エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する標識を設けることが望ましい。 ○はさまれ事故や転倒事故を防止するため、注意喚起用の表示板を設けることが望ましい。	
エスカレーターへの誘導	★慣れない場所で視覚障がい者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングがはかりにくい等の問題があるため、視覚障がい者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは音声案内等を組み合わせて、安全に利用できるようにする必要がある。 ○エスカレーターに誘導する視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。 (条件) ・ 乗り口方向のみに敷設する。 ・ 時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。 ・ 乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置する。	
		☆JIS Z 8210 案内用図記号に適合するものとする。 国公共交通ガイドライン P.110

解説図一覧	
図 7.1 エスカレーター	●○☆
図 7.2 エスカレーターの幅員	●○☆
図 7.3 車いす椅子用エスカレーターの例	★○
図 7.4 四方を縁取りすることで、踏み段の範囲を視認しやすくしている例	○
図 7.5 エスカレーターへの視覚障がい者誘導用ブロックの敷設方法の例	○
図 7.6 エスカレーターの視覚障がい者に対する注意喚起等の例	○

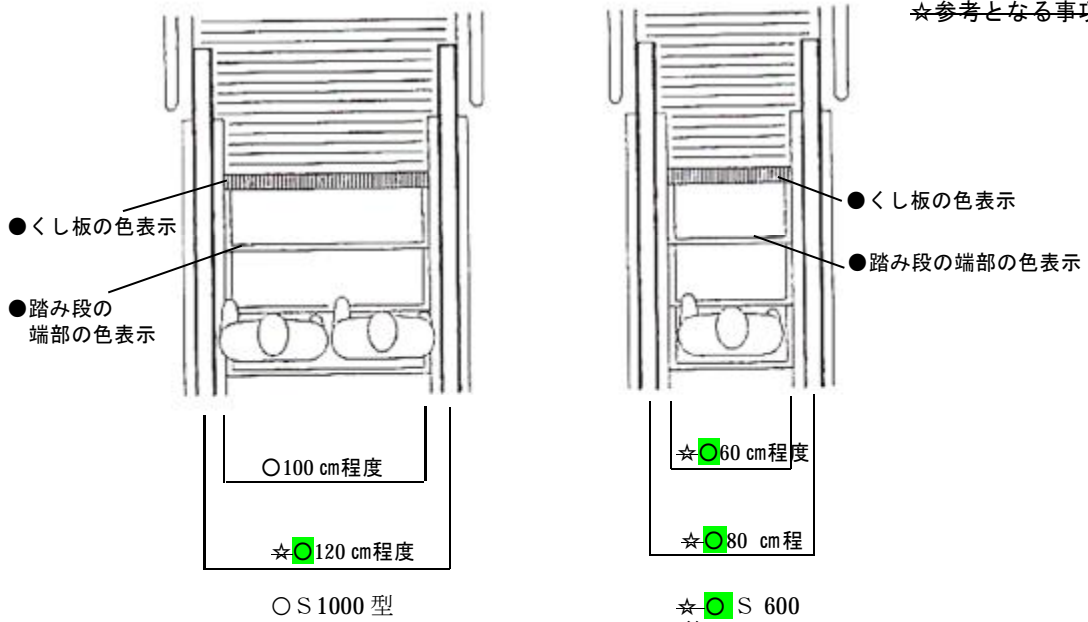
チェック項目(条例の基準)	
一般基準	①踏み段は認識しやすいものか (階段状のエスカレーターに限る)
	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか
	③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか

●○☆図 7.1 エスカレーター

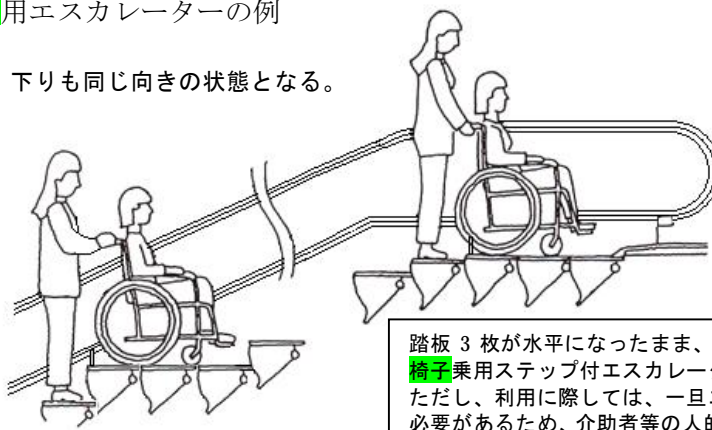
- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆参考となる事項



●○☆図 7.2 エスカレーターの幅員



☆○図 7.3 車いす椅子用エスカレーターの例



踏板 3 枚が水平になったまま、車いす椅子を運べる車いす椅子乗用ステップ付エスカレーターとする。ただし、利用に際しては、一旦エスカレーターを停める必要があるため、介助者等の人的なサービスが必要となる。車いす椅子用エスカレーターを設置する場合は、車いす椅子で利用できることを表示するサインや、係員呼び出しボタンの設置に配慮する。

○図 7.4 四方を縁取りすることで、踏み段の範囲を視認しやすくしている例



○図 7.5 エスカレーターへの視覚障がい者誘導用ブロックの敷設方法の例

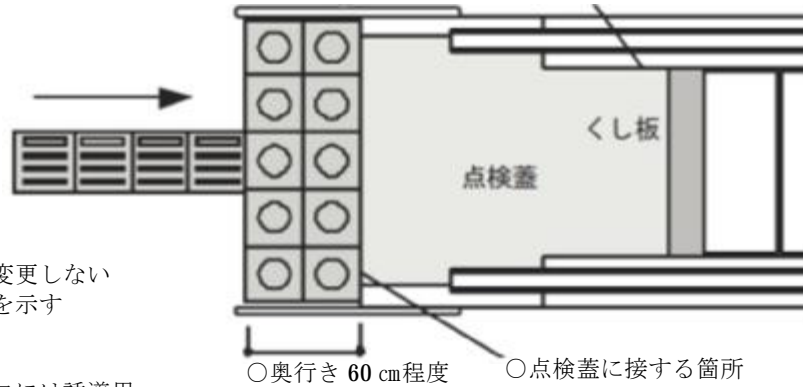
- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ★参考となる事項

- 音声により行き先及び上下方向を伝える
- 十分に聞き取りやすい音量、音質とする

○誘導用ブロックの敷設条件

- ・乗り口方向のみ
- ・時間帯により進行方向が変更しない
- ・乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置

※誤進入を防止するため降り口には誘導用ブロックを敷設しない。



○図 7.6 エスカレーターの視覚障がい者に対する注意喚起等の例



[大阪メトロ コスモスクエア駅の事例]

- ・↑、×により案内
- ・視覚障がい者等に対し、誤進入した場合、ブザーにより注意喚起
- ・視覚障がい者に対し注意喚起を行うため、点状ブロックを敷設している

参考 ～視覚障がい者におけるエスカレーター利用のニーズは高い～

平成 25 年度に視覚障がい者のエスカレーター誘導に関する調査研究(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)で実施したアンケート調査結果

- ・慣れている駅では、視覚障がい者の 70%以上が単独でエスカレーターを利用
- ・慣れていない駅では、視覚障がい者の 60%以上が単独でエスカレーターを利用

平成 28 年度に国土交通省が実施した基準検討会時の視覚障がい者へのアンケート調査結果

- ・普段利用に慣れている施設では約 80%がエスカレーターを利用している。
- ・普段利用に慣れていない施設では約 70%以上がエスカレーターを利用している。
- ・歩き慣れている施設では 60%以上がエスカレーターを利用したいと回答している。
- ・歩き慣れていない施設では 70%以上がエスカレーターを利用したいと回答している。

資料：バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）平成 31 年 4 月 p 106

[10] ホテル又は旅館の客室 (政令第15条 条例第19条～第●条)

基本的な考え方

客室は、高齢者、障がい者等の利用を妨げないよう配慮する必要がある。障がい者に配慮した客室以外の客室においても、段差解消、車いす使用者の回転スペース、手すりの設置等に配慮することが望ましい。超高齢社会の進展を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、高齢者、障がい者等が、他の利用者と等しく外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、ホテル又は旅館の客室においても、バリアフリー法に義務づけられた「車椅子使用者用客室」の設置に加え、一般客室においても、より多くの人が利用できるよう配慮することが求められている。

このため、大阪府では福祉のまちづくり条例を改正し、高齢者や障がい者等に配慮した最低限の基準である「UD ルームⅠ基準」、車椅子使用者を含めた高齢者や障がい者等に配慮した基準である「UD ルームⅡ基準」を設けるとともに、高齢者、障がい者等に配慮した設備・備品等の設置又は貸し出しを含め、施設のハード・ソフトのバリアフリー情報をホームページ等で提供公表する制度とともに、高齢者、障がい者等に配慮した設備・備品等の設置又は貸し出しを行うことが望ましいを創設している。([20]バリアフリー情報の公表 P●参照)

条例逐条解説 P.42～44
建築設計標準 P2-101
建築設計標準(追補版) P42

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備 ☆:参考となる事項

建築物移動等円滑化基準

解説

一般基準	車椅子使用者用客室	客室	●ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合は、車いす椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下この章において「車いす椅子使用者用客室」という。)を客室総数の1%(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上設けなければならない。	→ ☆○車いす椅子使用者用客室は、移動の困難さを考慮してできるだけエレベーターに近接した位置とする。車椅子が円滑に回転できる空間(直径150cm以上又は車椅子使用者が180°方向転換できるよう140cm以上×140cm以上のスペース)を1以上設ける。
	仕上げ	●車いす椅子使用者用客室は、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	→ ○車いす椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を全面に使用することは避けることが望ましい。	
	出入口	●出入口に設ける戸は引き戸としなければならない。ただし、自動的に開閉する構造の場合は、この限りでない。かつ、その前後に高低差がないこと。	→ [2]出入口 P.8 参照	
	便所	●車いす椅子使用者用客室に設ける便所は、次に掲げるものであることなければならない。 ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。 イ 便所内に車いす椅子使用者用便房を設けること。 ロ 車いす椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 (1) 幅は、80cm以上とすること。 (2) 戸を出入口に設ける場合に戸は引き戸としなければならない。ただし、自動的に開閉する構造の場合は、この限りでない。自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	→ 車いす椅子使用者用便房については、[8]便所 P.47 参照	

一般客室（UDルームⅠ）	浴室等	<p>●車いす椅子使用者用客室に設ける浴室又はシャワー室（以下この章において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであることなければならない。</p> <p>ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>イ 車いす椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。</p> <p>ロ 浴室等の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、80cm 以上とすること。</p> <p>(2) 戸を出入口に設ける場合に戸は、引き戸としなければならない。ただし、自動的に開閉する構造の場合は、この限りでない。自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>【国土交通大臣が定める構造】 （国土交通省告示第 1495 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること ・車いす椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること <p>なお、車いす椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径 150cm 以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする。</p> <p>ただし、電動車いす椅子等、大きな車いす椅子では、150cm の円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。</p> <p>[2] 出入口 P.8 参照</p>
	客室	<p>●ホテル又は旅館（風営法に規定するもの、簡易宿所営業の施設を除く）の一般客室のうち、床面積が 18 m²（2以上のベッドを置く客室にあつては 22 m²）未満の場合は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合の当該客室の出入口のある階の部分以外の部分については、この限りでない。</p>	<p>条例第 〇条第 〇項に規定する高齢者や障がい者等に配慮した最低限の基準を UD ルームⅠ基準という。</p> <p>客室面積は客室の専用部分の面積で壁芯面積とし、和室部分及び廊下等に面する PS は除くものとする。</p> <p>和洋室では、客室入口から洋室部分へ行き来できる場合、当該洋室部分は、基準適用の対象となる。</p>
	出入口	<p>●客室出入口の幅は、80cm 以上とすること。</p>	<p>客室出入口の幅の寸法は有効幅員とする。</p> <p>「開き戸」の場合は、扉厚を含めずに扉を 90 度開けたときの建具の内法幅、「引き戸」の場合は、引き残しを含めずに建具の内法幅で 80cm 必要となる。</p> <p>[2] 出入口 P.8 参照</p>
	段	<p>●客室内には、階段又は段を設けないこと。（用途変更によりホテル又は旅館にする場合は努力義務規定。）ただし、次に掲げる場合は除く。</p> <p>イ 同一客室内に複数の階がある場合の当該一般客室の出入口のある階とその直上階又はその直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p> <p>ロ 勾配が 1/12 を超えない傾斜路を併設する場合の当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p> <p>ハ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合の当該高低差の部分</p>	<p>浴室等は、防水上の観点から一般的に客室部分との間に 2cm 程度の段差が必要となることから、それを許容するものを基本とする。</p>

<p>一般客室(UDルームⅡ)</p>	<p>便所・浴室等</p>	<p>●1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、70cm以上とすること。</p>	<p>出入口の幅は有効幅員とする。ただし、両開き戸は、施錠の方法等により、車椅子使用者でも円滑に開閉できるものは、両側の扉を開放した状態で有効をとってもよいこととする。(例えばフランス落し錠のような障がい者が開錠に苦慮するものは対象外)。1以上の便所及び1以上の浴室等とは、1の客室内に複数の便所又は浴室等がある場合、1以上について、規定する幅が必要となる。また、腰掛便器、浴槽及び洗面台の3点ユニットバスではなく、便所及び浴室が独立しているものの、便所を介して浴室につながっている場合は、便所及び浴室の両方の出入口とも当該規定を適用する。図 10.5 P●参照</p>
	<p>客室出入口からの経路</p>	<p>●客室(1ベッドの客室で客室面積が15㎡以上、2ベッド以上の客室で客室面積が19㎡以上に限る。)出入口から1以上のベッド並びに1以上の便所及び1以上の浴室等までの経路の幅は、80cm以上とすること。</p>	<p>1以上のベッドまでの経路は、車椅子使用者がベッドに寄付けよう、ベッドに80cm以上接することを基本とする。(ベッドの短辺側でも可とする。)ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。</p>
	<p>客室</p>	<p>●ホテル又は旅館(風営法に規定するもの、簡易宿所営業の施設を除く)の一般客室のうち、床面積が18㎡(2以上のベッドを置く客室にあつては22㎡)以上の場合、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合の当該客室の出入口のある階の部分以外の部分については、この限りでない。</p>	<p>条例第●条第●項に規定する車椅子使用者を含めた高齢者や障がい者等に配慮した基準をUDルームⅡ基準という。客室面積は客室の専用部分の面積で壁芯面積とし、和室部分及び廊下等に面するPSは除くものとする。和洋室では、客室入口から洋室部分へ行き来できる場合、当該洋室部分は、基準適用の対象となる。</p>
	<p>出入口</p>	<p>●客室出入口の幅は、80cm以上とすること。</p>	<p>客室出入口の幅の寸法は有効幅員とする。「開き戸」の場合は、扉厚を含めず扉を90度開けたときの建具の内法幅、「引き戸」の場合は、引き残しを含めず建具の内法幅で80cm必要となる。[2]出入口 P.8 参照</p>
	<p>段</p>	<p>●客室内には、階段又は段を設けないこと。(用途変更によりホテル又は旅館にする場合は努力規定。)ただし、次に掲げる場合は除く。 イ 同一客室内に複数の階がある場合の当該一般客室の出入口のある階とその直上階又はその直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 ロ 勾配が1/12を超えない傾斜路を併設する場合の当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 ハ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合の当該高低差の部分</p>	<p>浴室等は、防水上の観点から一般的に客室部分との間に2cm程度の段差が必要となることから、それを許容するものを基本とする。</p>

<p>客室出入口からの経路</p>	<p>●客室の出入口から1以上のベッドの側面並びに1以上の便所及び1以上の浴室等までの経路の幅は、80cm以上とすること。ただし、当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は、100cm以上とすること。</p>	<p>1以上のベッド側面までの経路は、車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッドの側面(長辺側)に120cm以上接することを基本とする。 便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、車椅子使用者が出入りできるよう配慮し、当該直角となる部分に100cm×100cmのスペースを確保することを基本とする。 便所及び浴室等の扉が外開きの場合、戸を開けた状態で戸を避けて本スペースを確保する。図10.5 P●参照 ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。</p>
<p>転回スペース</p>	<p>●客室内には、車椅子使用者が方向転換できる空間を1以上確保すること。</p>	<p>直径120cm以上のスペースが確保されていることを基本とする。 ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。 家具等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。</p>
<p>便所・浴室等</p>	<p>●1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75cm以上とすること。</p>	<p>出入口の幅は有効幅員とする。 [2]出入口 P8 参照 ただし、両開き戸は、施錠の方法等により、車椅子使用者でも円滑に開閉できるものは、両側の扉を開放した状態で有効をとってもよいこととする。(例えばフランス落し錠のような障がい者が開錠に苦慮するものは対象外)。 1以上の便所及び1以上の浴室等とは、1の客室内に複数の便所又は浴室等がある場合、1以上について、規定する幅が必要となる。 また、腰掛便器、浴槽及び洗面台の3点ユニットバスではなく、便所及び浴室が独立しているものの、便所を介して浴室につながっている場合は、便所及び浴室の両方の出入口とも当該規定を適用する。図10.5 P●参照</p>
	<p>●車椅子使用者が腰掛便器、浴槽及び洗面台に寄付けること。</p>	<p>腰掛便器、浴槽及び洗面台の3点ユニットバスの場合、長辺入りでは1418以上、短辺入りでは1620以上とし、車椅子使用者が腰掛便器、浴槽等及び洗面台に寄付けるよう、便器、浴槽等、洗面台及び出入口を適切に配置することを基本とする。図10.6 P●参照 腰掛便器、浴槽等又は洗面台が独立している場合は、出入口の幅、経路の幅の規定を適用することを基本にし、それぞれに車椅子使用者が寄付けるよう、出入口の配置や扉の形状(開き戸、引き戸等)、スペースの確保等を行う。 なお、車椅子使用者用客室では、政令で腰掛便器及び浴槽等は車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間の確保を規定されているが、一般客室ではそこまで求めていない。</p>

移動等円滑化経路	車椅子使用者用客室	<p>出入口 (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●客室の出入口の幅は、80cm 以上とすること。 ●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 	<p>車いす椅子使用者用客室は「利用居室」となるため、当該室の出入口までの移動等円滑化経路の規定が適用される。 [2] 出入口 P.8 参照 なお、ホテル又は旅館の客室内に設ける「車いす椅子使用者用便房」の出入口には、移動等円滑化経路の規定ではなく、上記の一般基準の中の規定が適用される。</p>
	一般客室(UD ルームⅠ・Ⅱ)	<p>経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる経路のそれぞれのうち1以上を、階段又は段を設けない経路(「一般客室経路」という。)にしなければならない。ただし、傾斜路やエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 道等から一般客室までの経路 二 ホテル若しくは旅館又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路 	

配慮すべき事項望ましい整備		解説	
車椅子使用者用客室	動線計画	○わかりやすい動線計画とし、建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内の計画を行い、必要に応じて設備を適切に設置することが望ましい。	<p>視覚障がい者が必要な照度が確保できるようにする。</p> <p>視覚障がい者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、開錠・施錠が音等でわかるなど工夫する。</p> <p>車いす椅子使用者が客室を利用する</p>
	客室の位置	☆○車いす椅子使用者用客室は、移動の困難さを考慮してできるだけエレベーターに近接した位置とする。	
	客室	○全客室数の2%以上の車いす椅子使用者用客室を設けることが望ましい。 ○客室総数が50未満の場合でも、1以上の車椅子使用者用客室を設ける。	
	照明	○客室・浴室等の照明は明るさが調節可能なものとする。 ○照明は、肢体不自由者等に考慮し、ベッド上で点灯・消灯できるものとする。 ○高齢者や視覚障がい者等に考慮し、リモコンや音声等で操作できるものとする。 ○直接光又は反射光によってまぶしくならないように、工夫して設置する。	
	室名表示・鍵	○客室の鍵は視覚障がい者に配慮し、分かりやすくが円滑に利用することができるように、解錠・施錠が音等でわかるなど、操作しやすいものとする。 ○カード式ロックは、障がいによっては時間内に動作を終了させることが困難なため、キーロックが外れる時間を延長する機能があることを備えるものとする。 ○錠(電気錠を含む)は、施錠の操作がしやすいものとし、操作しやすい高さにけるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。 ○非接触型カード錠のカードリーダーは、床から100cm～120cm程度の高さに設ける。	
	出入口	○車いす椅子使用者用客室の出入口は90cm以上とする	

(共通)	<p>ことが望ましい。</p> <p>○自閉式上吊り引き戸(自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際に減速するもの)で、容易に開閉できるものとする。</p> <p>○車椅子使用者の戸の開閉のため、戸の取っ手側に袖壁の幅 45cm 程度以上の接近スペースを設ける。</p> <p>○室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、床から 140cm 程度の高さ(車椅子使用者の見やすさに配慮した高さ)に設ける。</p> <p>☆○出入口の戸のアイスコープは、車いす椅子使用者に配慮し、床から 100cm~120cm 程度の高さ(車いす椅子使用者の目線の高さ)にする。</p> <p>○出入口の戸の付近にカメラ付きインターホンを設置することが望ましい。</p>
取っ手(再掲)	<p>○取っ手は使いやすい形状のものとし、床面から 90cm 程度の位置に設置する。</p>
段	<p>○客室の一部に和室や畳の小上がリスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等(段差)を 40cm~45cm 程度(車椅子の座面の高さと同程度)とする。</p>
衝突の防止	<p>○壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮する。</p> <p>○客室や浴室等の出入口、屋内通路などについて、車いす使用者に配慮した整備が望ましい。</p>
ベッド	<p>☆○ベッドの高さはマットレス上面で、車いすの座面の高さ(459cm~5045cm)程度とする。</p> <p>☆○ベッドボードについては、高さは、マットレス上面より 30cm 以上以内とし、ベッド上で寄り掛かりやすい形状とする。</p> <p>☆○ベッドサイドキャビネットの高さは、マットレス上面より 10cm 程度高くする。</p> <p>○ベッド上から手の届く位置に、緊急通報ボタンを設ける。</p> <p>○室内の電話機は、ベッドから手が届く位置に設ける。</p>
便所・浴室等	<p>○浴室等や便所や浴室等では障がいによって右勝手、左勝手等の選択ができるよう、客室のバリエーションを準備しておくことが望ましい。</p>
便所	<p>○オストメイトを設置することが望ましい。</p> <p>○腰掛便器の横に洗浄レバーがあるタイプでは、方向(左右)によって手が届かない場合があるため、壁に洗浄ボタンを設置する。</p>
浴室等	<p>☆○浴槽の深さは 50cm 程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ 40cm~45cm 程度(車椅子の座面の高さ程度)とすると使用しやすい。</p> <p>☆○浴槽、床の仕上げは、滑りにくく、体を傷つけない仕上げとする。</p> <p>○車椅子での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。</p> <p>○一般客室の浴室等と同様の快適性を確保できるよう、内装仕上げ材・部品・設備機器の選定・工夫、色彩・照明計画等に配慮する。</p>

際、限られたスペースである客室へ入るためには、出入口での切り返しなど方向転換が必要となる場合があるため、出入口の幅を広く確保することが望ましい。

取っ手は、握りやすい形状(棒状のもの等)とする。

車いす椅子使用者に配慮し、室内の回転スペース(又は転回(方向転換)スペース)及びベッドの移乗スペース(有効幅員 80cm 以上)を確保するために客室内のレイアウトの変更が可能となるよう、ベッド及びベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。

	<p>○車椅子から移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設けることが望ましい。 移乗台の大きさは車いすから移乗しやすい高さは、40cm～45cm程度、幅45cm程度、奥行きは浴槽と浴槽のエプロン高さ(45cm程度)と同程度とする。</p>	→	移乗台は取り外し可能なものでも可能。
	<p>○浴槽は2方向以上から介助できる空間を考慮することが望ましい。 (浴室洗い場も介助者が介助しやすい広さとすることが望ましい。)</p>		
	<p>☆〇浴室等の水栓器具、シャワー等の設備は、高齢者、障がい者等が使いやすいものとする。</p>		
	<p>○浴室等には、シャワーチェアを設置する、もしくは貸し出しすることが望ましい。</p>		
	<p>☆〇洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付ける。必要に応じて連続させる。</p>		
	<p>☆〇浴槽出入り、浴槽内での立ち座りや、シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす椅子等への立ち座りのための手すりを設ける。</p>		
	<p>○浴室等の水栓金具類の取り付け高さ等は浴槽内、シャワーチェア等に座った状態で利用できることが望ましいものとする。</p>		
	<p>○非常呼び出しボタンを浴槽からも手の届く位置に設けることが望ましい。</p>	→	ただし、漏電対策を行うこと。
(シャワー)	<p>☆〇シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはシャワーチェアに座った状態で手が届くよう、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下二箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。</p>		
	<p>○シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。</p>		
	<p>○シャワーは湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット(自動温度調節器)付きが望ましいものとする。</p>	→	サーモスタットの付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけることが望ましい。
(洗面台)	<p>○洗面台の仕様は、洗顔、髭剃り、歯磨きなどを考慮して自動水栓よりはレバー式混合水栓等のを設置するが望ましい。</p>		
	<p>○洗面台の鏡は平面鏡とすることが望ましい。</p>		
収納等	<p>☆〇収納棚は車いす椅子での使用に適する高さ及び位置とする。また、下部には車いす椅子のフットレストが入るスペースを確保する。</p>	→	・収納棚 上端:100cm～120cm程度 下端:30cm～40cm程度 奥行き:60cm程度
	<p>☆〇ハンガーパイプやフックの高さは、床から100cm～120cm程度の低い位置とするか、高さを調節できるものとする。</p>		
	<p>○収納等に戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障がい者等が使いやすい形状のものとする。</p>		
	<p>○机等は車椅子での使用に適する高さとする。また、下部には車椅子のフットレストが入るスペースを確保する。</p>	→	・机等 上端:70cm～75cm程度 下端:60cm～65cm程度 奥行き:45cm程度
その他の設備	<p>☆〇スイッチ類、非常呼び出しボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する。</p>		
	<p>☆〇インターホン(室内機)、コンセント、スイッチ、ボタン等は車いす椅子での使用に適する高さ及び位置とする。</p>	→	・コンセント・スイッチ・ボタン 40cm～110cm程度の範囲内

	<ul style="list-style-type: none"> ○スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保する。 ○スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。 ☆○タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押しただか否か認知が難しいため、ストローク(ボタンを押し下げること)のある押しボタンとする必要がある。 ○電動車いす椅子のバッテリーの充電のため、使用しやすい位置(床から40cm程度の高さ)にコンセントを設けることが望ましい。 	<p>ベッド周辺のスイッチ・ボタン 80cm～90cm程度</p>	
バルコニー、テラス等	<ul style="list-style-type: none"> ○出入り可能なバルコニー(避難用バルコニーを含む)、テラス等を設けた場合には、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ○戸を設けたバルコニー(避難用バルコニーを含む)、テラス等への主要な出入口の戸は、引き戸や引き違い戸等、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。また、その前後に高低差がないものとする。 		
一般客室(UDルームⅠ、UDルームⅡ)	(車いす使用者用客室以外の客室)	○車いす使用者用客室など、障がい者に配慮した客室以外の客室においても、出入口は80cm以上とすることが望ましい。	
	動線計画(再掲)	○わかりやすい動線計画とし、建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内の計画を行い、必要に応じて設備を適切に設置することが望ましい。	
	視覚障がい者への配慮	○視覚障がい者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。	
	照明(再掲)	○客室・浴室等の照明は明るさが調節可能なものとする。ことが望ましい。	<p>→ 視覚障がい者が必要な照度が確保できるようにする。</p>
		○照明は、肢体不自由者等に考慮し、ベッド上で点灯・消灯できるものとする。ことが望ましい。	
		○高齢者や視覚障がい者等に考慮し、リモコンや音声等で操作できるものとする。	
		○直接光又は反射光によってまぶしくならないように、工夫して設置する。	
	室名表示・鍵(再掲)	○客室の鍵は視覚障がい者に配慮し、分かりやすくが円滑に利用することができるように、解錠・施錠が音等でわかるなど、操作しやすいものとする。ことが望ましい。	<p>→ 視覚障がい者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、開錠・施錠が音等でわかるなど工夫する。</p>
		○カード式ロックは、障がいによっては時間内に動作を終了させることが困難なため、キーロックが外れる時間を延長する機能があることが望ましい。を備えるものとする。	
		○錠(電気錠を含む)は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。	
○車椅子使用者等に考慮し、非接触型カード錠のカードリーダーは、床から100cm～120cm程度の高さに設ける。			
出入口	○扉戸は、引き戸とすることが望ましい。		
	○自閉式上吊り引き戸(自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際に減速するもの)で、容易に開閉できるものとする。		
	○車椅子使用者の戸の開閉のため、戸の取っ手側に袖壁の幅45cm程度以上の接近スペースを設ける。		

	<p>○開き戸の場合には、戸が 90° 以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁に当たらないよう戸の吊元のスペースを確保する。</p>	
段(再掲)	<p>○客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等(段差)を 40cm～45cm 程度(車椅子の座面の高さと同程度)とする。</p>	
衝突の防止(再掲)	<p>○壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮する。</p>	
	<p>○車いす使用者用客室など、障がい者に配慮した客室以外の客室においても、段差解消、車いす使用者の転回スペース、手すりの設置等に配慮することが望ましい。</p>	
便所	<p>○オストメイトを設置することが望ましい。</p>	
浴室等	<p>○扉戸は、引き戸とすることが望ましい。特に浴室のみのユニットの場合は、引き戸、折れ戸などの製品もあることから、これらの戸を使用する。</p> <p>★○浴槽、床の仕上げは、滑りにくく、体を傷つけない仕上げとする。</p> <p>★○浴室等の水栓器具、シャワー等の設備は、高齢者、障がい者等が使いやすいものとする。</p> <p>○浴室等には、シャワーチェアを設置する、もしくは貸し出しすることが望ましい。</p> <p>★○洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付ける。必要に応じて連続させる。</p> <p>★○浴槽出入り、浴槽内での立ち座りや、シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす椅子等への立ち座りのための手すりを設ける。</p> <p>○浴室等の水栓金具類の取り付け高さ等は浴槽内、シャワーチェア等に座った状態で利用できることが望ましいものとする。</p>	
(シャワー)	<p>★○シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはシャワーチェアに座った状態で手が届くよう、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下二箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。</p> <p>○シャワーホースの長さは 150cm 以上とすることが望ましい。</p> <p>○シャワーは湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット(自動温度調節器)付きが望ましいものとする。</p>	<p>→サーモスタットの付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけることが望ましい。</p>
(洗面台)	<p>○洗面台の仕様は、洗顔、髭剃り、歯磨きなどを考慮して自動水栓よりはレバー式混合水栓等のを設置が望ましいとする。</p>	
手すり	<p>○便所及び浴室等には手すりを適切に配置する。</p>	
その他の設備	<p>★○スイッチ類、非常呼び出しボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する。</p> <p>★○インターホン(室内機)、コンセント、スイッチ、ボタン等は車いす椅子での使用に適する高さ及び位置とする。</p> <p>○スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保する。</p> <p>○スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。</p>	<p>→コンセント・スイッチ・ボタン 40cm～110cm 程度の範囲内 ベッド周辺のスイッチ・ボタン 80cm～90cm 程度</p>

一般客室(UDルーム)	客室出入口からの経路	○客室の出入口から1以上のベッドの側面並びに1以上の便所及び1以上の浴室等までの経路の幅は、80cm以上とすること。ただし、当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は、100cm以上とすること。	1以上のベッド側面までの経路は、車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッドの側面(長辺側)に120cm以上接することを基本とする。 便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合、車椅子使用者が出入りできるよう配慮し、当該直角となる部分に100cm×100cmのスペースを確保することを基本とする。 便所及び浴室等の扉が外開きの場合、戸を開けた状態で戸を避けて本スペースを確保する。図10.5 P●参照 ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。
	転回スペース	○客室内には、車椅子使用者が方向転換できる空間を1以上確保する。	直径120cm以上のスペースが確保されていることを基本とする。 ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。 家具等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。
	便所・浴室等	○客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75cm以上とする。 ○車椅子使用者が腰掛便器、浴槽及び洗面台に寄付けること。	腰掛便器、浴槽及び洗面台の3点ユニットバスの場合、長辺入りでは1418以上、短辺入りでは1620以上とし、車椅子使用者が腰掛便器、浴槽等及び洗面台に寄付けるよう、便器、浴槽等、洗面台及び出入口を適切に配置することを基本とする。図10.6 P●参照 腰掛便器、浴槽等又は洗面台が独立している場合は、出入口の幅、経路の幅の規定を適用することを基本にし、それぞれに車椅子使用者が寄付けるよう、出入口の配置や扉の形状(開き戸、引き戸等)、スペースの確保等を行う。 なお、車椅子使用者用客室では、政令で腰掛便器及び浴槽等は車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間の確保を規定されているが、一般客室ではそこまで求めている。
案内表示、情報伝達設備等(車椅子使用者用客室・一般客室)	室名表示等	○戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名(部屋番号等)を表示する。 ○室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は大きめの文字を用いる、漢字はひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障がい者等にわかりやすい表現とする。 ○室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすること。 ○視覚障がい者に部屋番号が分かるように、部屋番号を浮き出したものを設置する。 ○色覚障がい者に配慮し、数字と背景の色の組み合わせを工夫する。	室名表示は文字の浮き彫りとするか点字を併記する等、視覚障がい者等の利用に配慮する。
	その他の設備・備品等の設置	○緊急通報ボタンあるいは非常用を兼ねた浴室室内電話機を設置することが望ましい。	緊急通報ボタンを押したことが、音声による案内のほか、照明等により視認できるようにする。

は貸出	○シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別することのできるものを設けることが望ましい。	→	シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格(JIS) S0021の「高齢者、障害者配慮設計指針一包装・容器」に規定されている。 視覚障がい者の方対象
	○屋内には点字で避難経路を示す案内板を設置することが望ましい。	→	視覚障がい者の方対象
	○フロントにホテル周囲の連絡先情報を点字で用意しておくことが望ましい。	→	視覚障がい者の方対象
	○筆談ボード等を受付に常備し、来客の求めに応じて貸出す等の対応をすることが望ましい。	→	聴覚障がい者の方対象
	○フラッシュライト等の火災警報装置(光警報装置)の設置等のハード面(施設整備)のほか、点滅や振動によって伝える室内信号装置の貸し出し等により、聴覚障がい者等への非常時の情報伝達に配慮する。	→	一般客室(和室を含む)についても聴覚障がい者の利用に配慮した光や文字、記号による非常警報装置を設置することが望ましい。 聴覚障がい者の方対象
	○聴覚障がい者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとし、文字表示が可能なリモコンを客室に備える。	→	聴覚障がい者の方対象
	○聴覚障がい者用にドアのノックやチャイム音に反応して光や振動等で知らせる機器を設置もしくはフロントで貸出することが望ましい。	→	聴覚障がい者の方対象
	○聴覚障がい者用にファックスを設置又は貸出しすることが望ましい。	→	ファックスには、届いた時に、フラッシュライトやバイブレーター等聴覚障がい者が分かる方法で知らせる機能がついているとよい。 聴覚障がい者の方対象
	○浴室とトイレが一体化したのもも含め入浴中等に緊急事態が起きる場合を想定し、緊急情報が文字情報やこれに代わるサインで表示されるディスプレイ装置等を備えることが望ましい。	→	聴覚障がい者の方対象
	○上肢の巧緻障がい者用電話機を設置又は貸出しすることが望ましい。 ★電話は、ベッドからすぐに手が届く位置に設置する。		
	○子ども連れの方に対して必要に応じて、ベビーベッドや乳幼児ミルク用湯沸しポットを設置又は貸出しすることが望ましい。		
補助犬に対する対応	○補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)用備品(犬用セット、リードつなぎ、水とえさ用ボウル等)をの貸出しに対応することが望ましい。 ○屋外に補助犬用の排泄場所の確保が必要である。		
バリアフリー 情報提供 の公表	○施設のバリアフリーの情報をホームページ等で提供することが望ましい。車いす椅子使用者用客室の有無やその仕様(段差・寸法等)、備品等の貸し出しの有無等、バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行うことが望ましい。	→	[20]バリアフリー情報の公表 P.○参照

解説図一覧			
図 10.1	車いす椅子使用者用客室(ツインルーム)の例	●○☆	
図 10.2	車いす椅子使用者用客室(シングルルーム)の例	●○☆	
図 10.3	一般客室(シングルルーム)の例(UD ルームⅠ・UD ルームⅡ)	●○	
図 10.4	一般客室(ツインルーム)への配慮例(UD ルームⅠ・UD ルームⅡ)	●○☆	
図 10.5	便所を介して浴室等につながる場合の経路の考え方(一般客室 UD ルームⅡの場合)	●	
図 10.6	車椅子の寄付きを配慮した3点ユニットバスの例(一般客室 UD ルームⅡの場合)	○	
車椅子使用者用客室	図 10.37	浴室の手すり、浴槽の例(車椅子使用者用客室)	●○☆
	図 10.48	水栓器具類(展開図)(車椅子使用者用客室)	○
	図 10.79	コンセント、スイッチの高さ(車椅子使用者用客室)	☆○
	図 10.810	収納等の高さ(車椅子使用者用客室)	☆○
共通	図 10.511	客室ドアの例(車椅子使用者用客室・一般客室)	○☆
	図 10.612	ベッドの高さ(車椅子使用者用客室・一般客室)	☆○
	図 10.913	聴覚障がい者に配慮した設備(車椅子使用者用客室・一般客室)	☆○
図 10.1114	改善例1(一般客室1室を車いす椅子使用者用客室1室に改善する例)	☆○	
図 10.1215	改善例2(一般客室2室を車いす椅子使用者用客室1室に改善する例)	☆○	
図 10.16	改善例3(共用廊下を段差解消して、一般客室を車椅子使用者用客室に改修する例)	○	

チェック項目(政令・条例の基準)		
車椅子使用者用客室 一般基準	①客室の総数が50以上の場合、車いす椅子使用者用客室を設けているか(1%以上)	
	②車いす椅子使用者用客室の床の表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③車椅子使用者用客室の出入口の戸は引き戸としているか(自動的に開閉する構造の場合を除く)	
	④④便所(同じ階に共用の車いす椅子使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす椅子使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく引き戸(自動的に開閉する構造の場合を除く)とし、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(4)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	④⑤浴室等(共用の車いす椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いす椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく引き戸(自動的に開閉する構造の場合を除く)とし、前後に水平部分を設けているか	

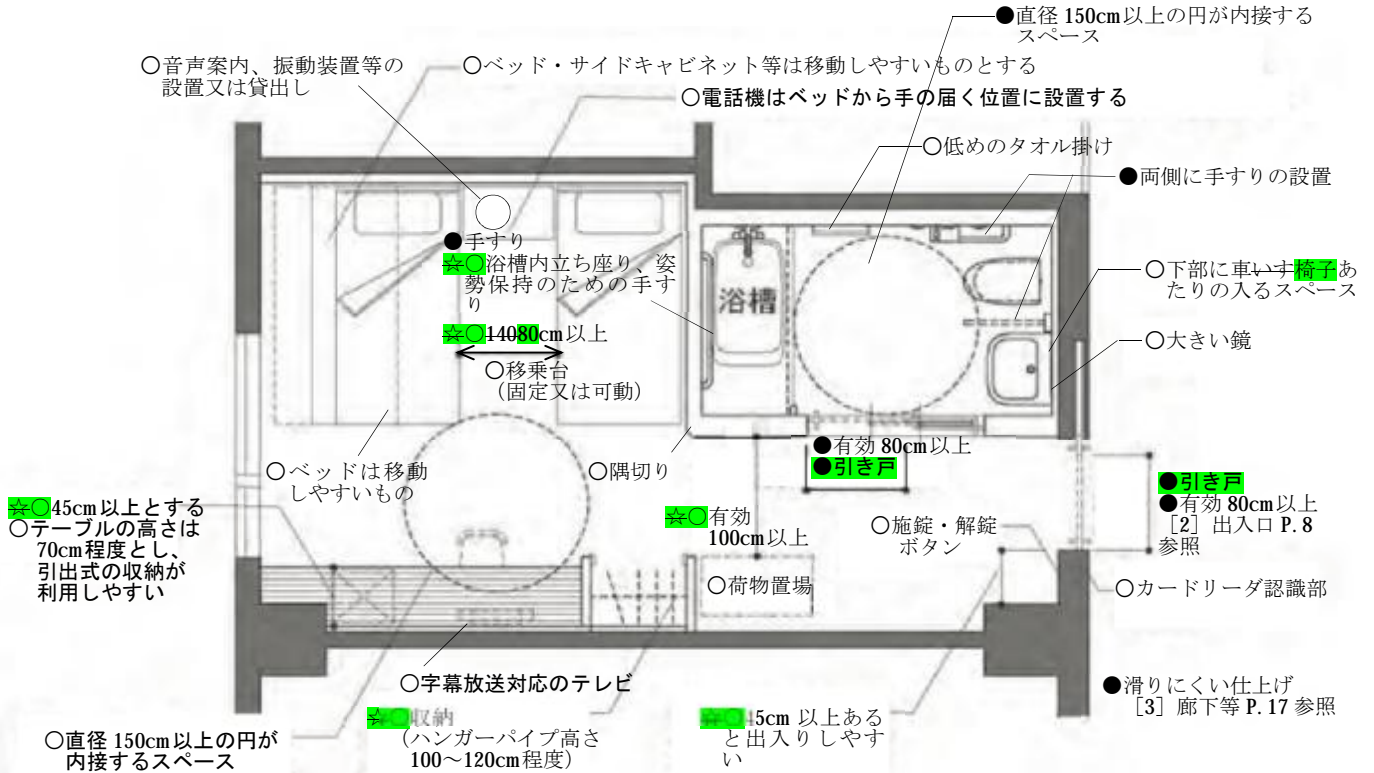
一般基準	UD ルールムⅠ	⑥道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
		⑦一般客室の出入口の幅は 80cm 以上であるか	
		⑧一般客室内に階段・段が設けられていないか(傾斜路又は浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合等は除く)	
		⑨出入口からベッドまでの経路の幅は 80cm 以上であるか(一般客室の床面積 15 m ² (2 以上のベッドを置く場合は 19 m ²)以上に限る)	
		⑩便所	—
		(1)出入口の幅は 70 cm以上であるか	
		(2)出入口から便所までの経路の幅は 80cm 以上であるか(一般客室の床面積 15 m ² (2 以上のベッドを置く場合は 19 m ²)以上に限る)	
		⑪浴室等	—
		(1)出入口の幅は 70cm 以上であるか	
		(2)出入口から浴室等までの経路の幅は 80cm 以上であるか(一般客室の床面積 15 m ² (2 以上のベッドを置く場合は 19 m ²)以上に限る)	
	UD ルールムⅡ	⑫道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路に階段・段が設けられていないか(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
		⑬一般客室の出入口の幅は 80cm 以上であるか	
		⑭一般客室内に階段・段が設けられていないか(傾斜路又は浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合等は除く)	
		⑮出入口からベッドの長辺側までの経路の幅は 80cm 以上であるか	
		⑯便所	—
		(1)出入口の幅は 75cm 以上であるか	
		(2)出入口から便所までの経路の幅は 80cm 以上であるか(当該便所に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は 100cm 以上であるか)	
		(3)腰掛便器及び洗面台に寄付けるか	
		⑰浴室等	—
		(1)出入口の幅は 75cm 以上であるか	
(2)出入口から浴室等までの経路の幅は 80cm 以上であるか(当該浴室等に至る経路が直角となる場合、当該直角となる部分における経路の幅は 100cm 以上であるか)			
(3)浴槽等及び洗面台に寄付けるか			
⑱一般客室内に車椅子使用者が方向転換できる空間が確保されているか			

関連する章

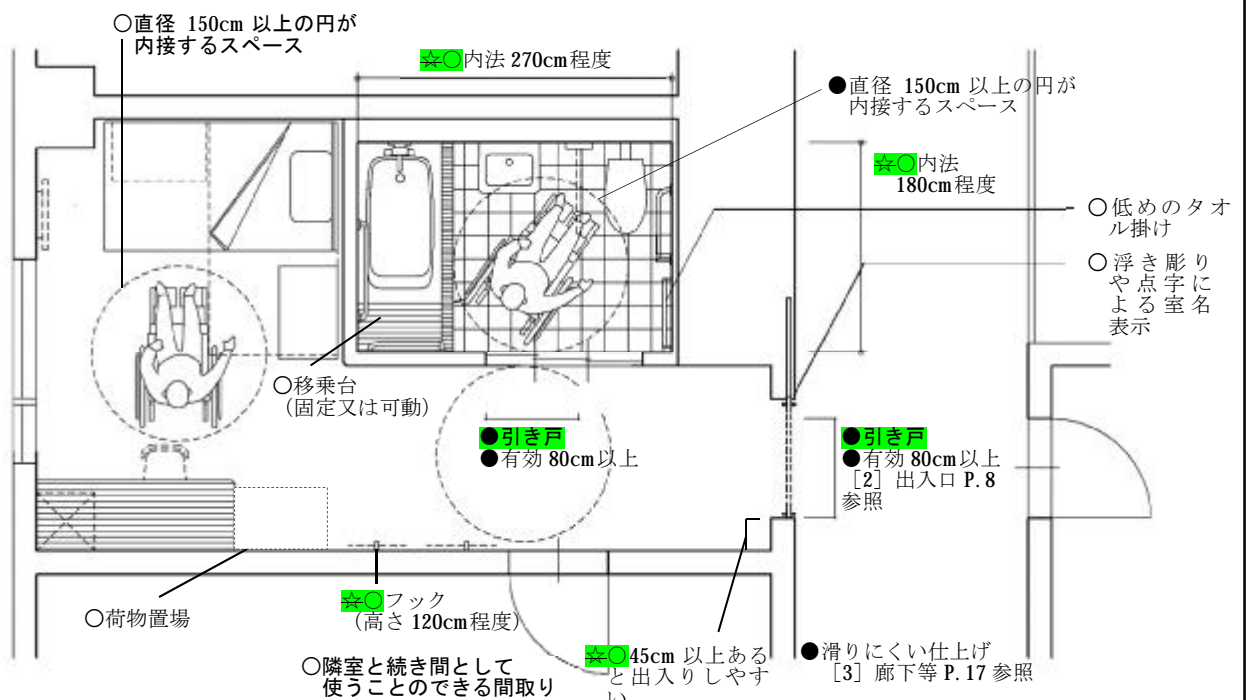
- ・[2]出入口:P. 8
- ・[8]便所:P.47
- ・[11]浴室等:P.84
- ・[20]バリアフリー情報の公表(ホテル又は旅館):P.153

- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆ 参考となる事項

●○☆図 10.1 車いす椅子使用者用客室（ツインルーム）の例



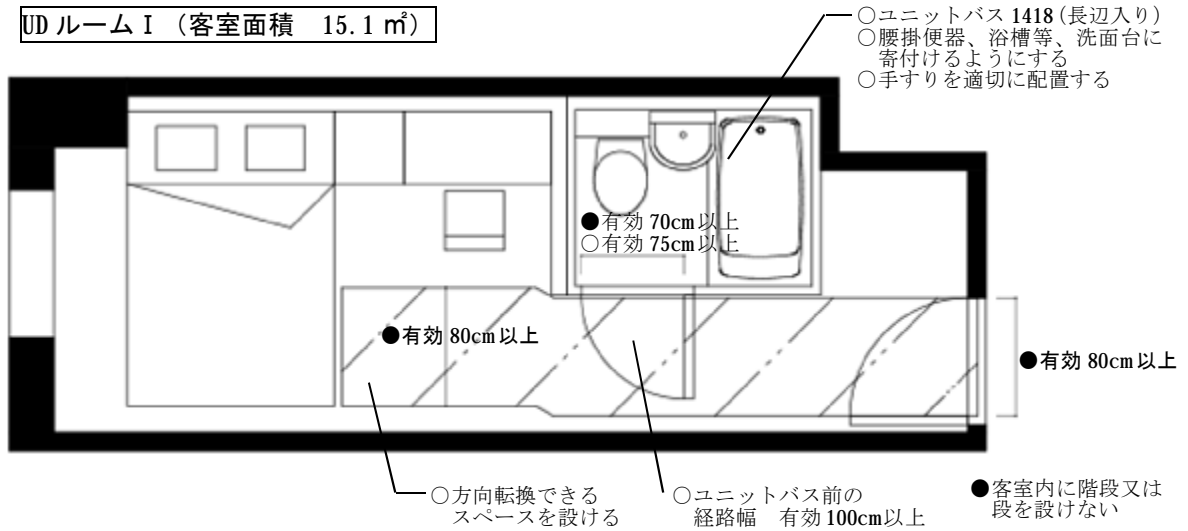
●○☆図 10.2 車いす椅子使用者用客室（シングルルーム）の例



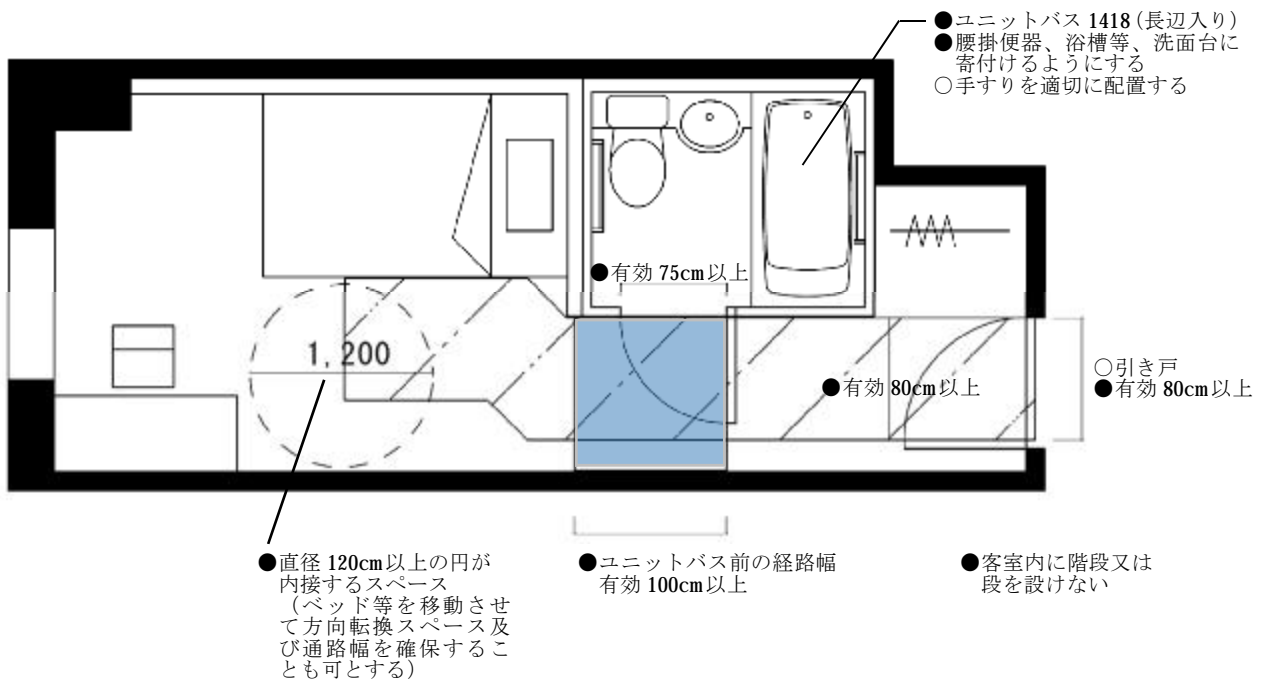
●○図 10.3 一般客室（シングルルーム）の例

- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆参考となる事項

UD ルーム I（客室面積 15.1 m²）



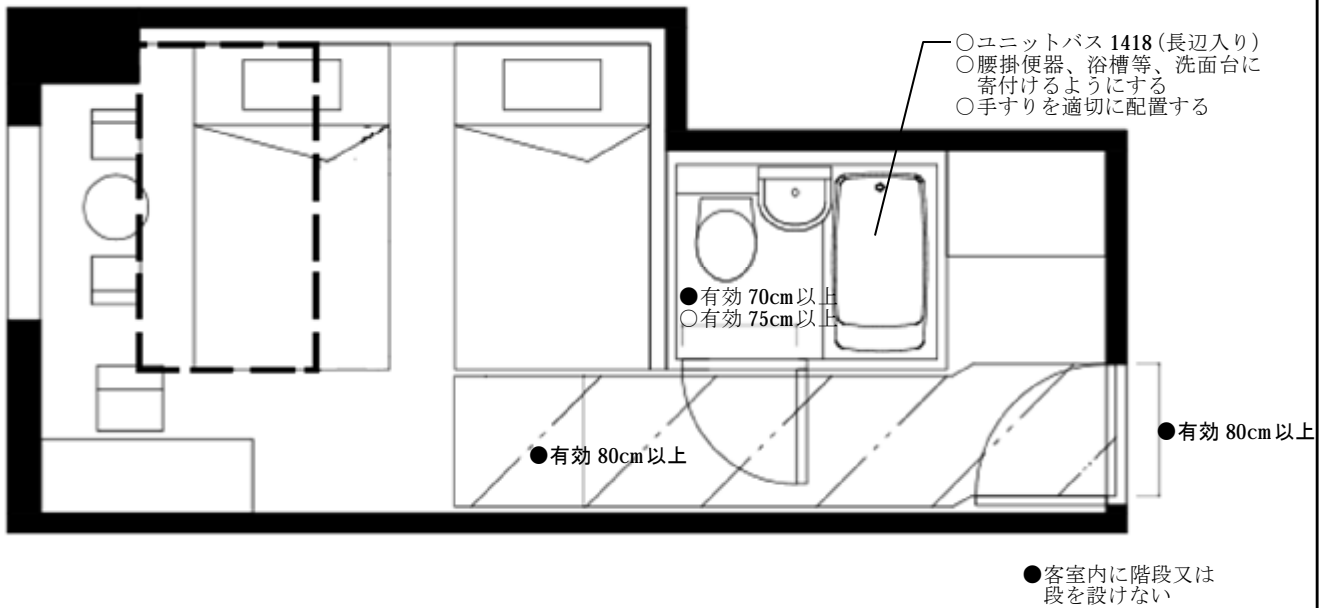
UD ルーム II（客室面積 18.2 m²）



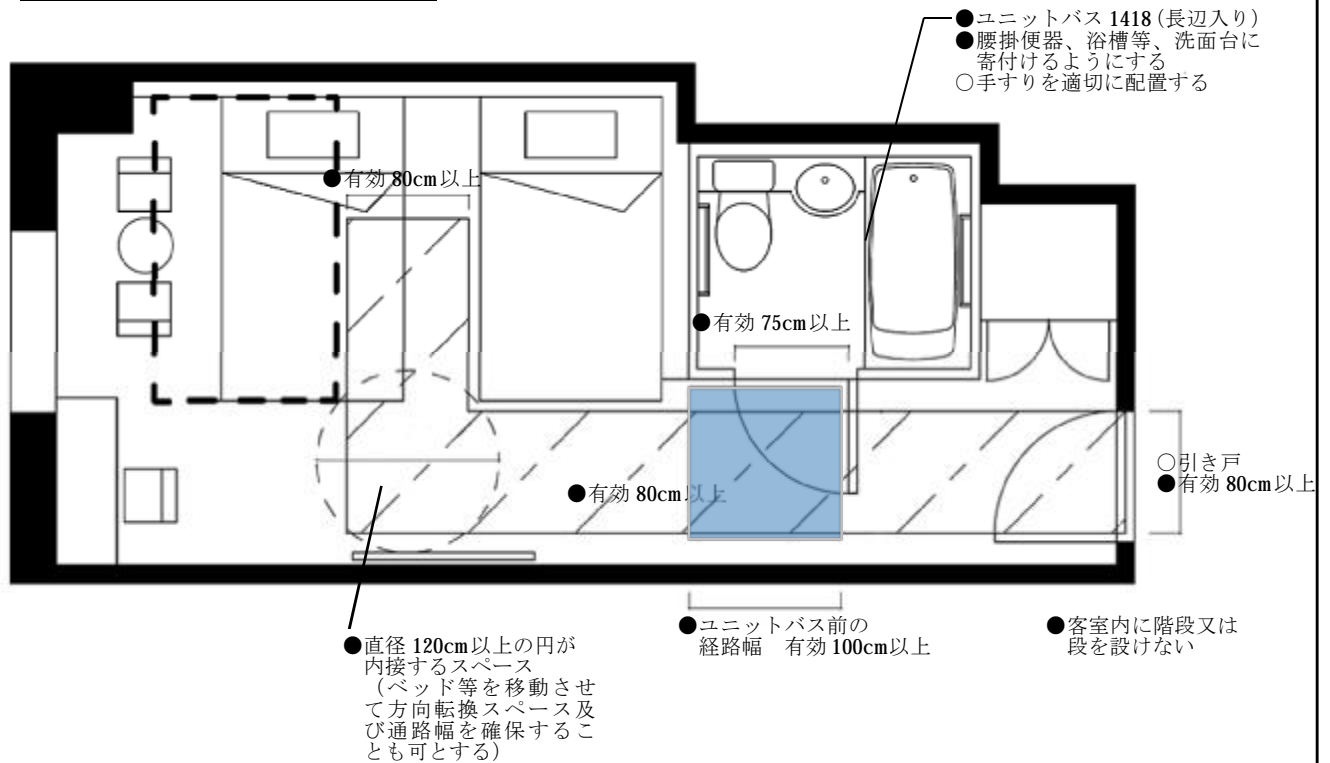
●○☆図 10.104 一般客室（シングルツインルーム）の例

- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆参考となる事項

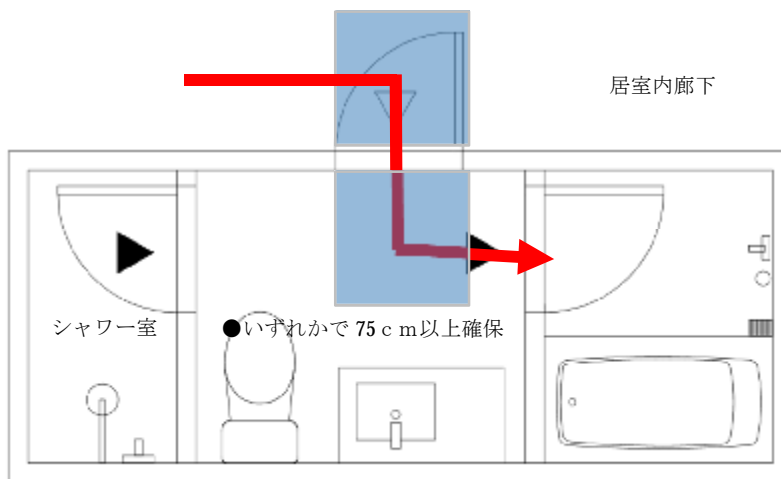
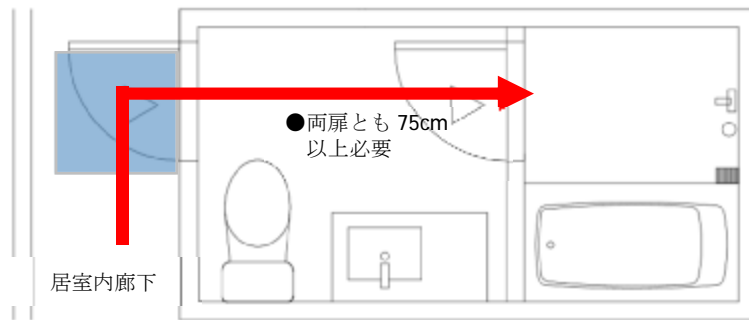
UDルームⅠ（客室面積 19.3㎡）



UDルームⅡ（客室面積 22.2㎡）



● 図 10.5 便所を介して浴室等につながる場合の経路の考え方
(一般客室 UD ルームⅡの場合)

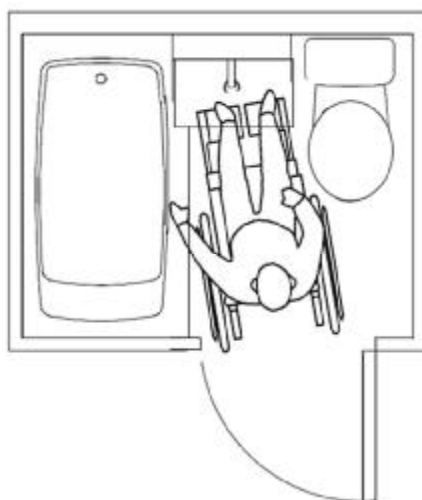


- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆ 参考となる事項

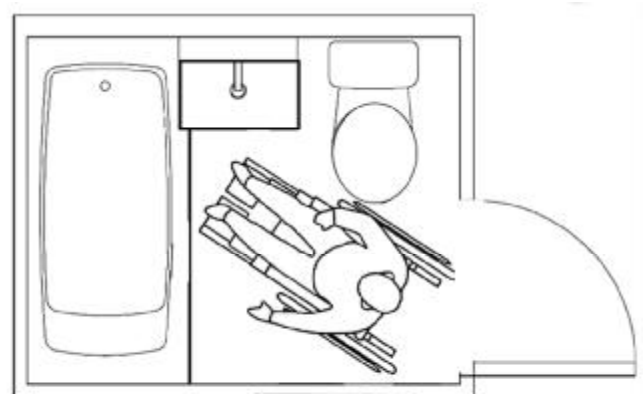
〔浴室の出入口の扉〕

○浴室のみのユニットの場合は、引き戸、折れ戸などの製品もあることから、これらの戸を使用することが望ましい。

○ 図 10.6 車椅子の寄付きを配慮した3点ユニットバスの例 (一般客室 UD ルームⅡの場合)



1418 サイズ (長辺入り)

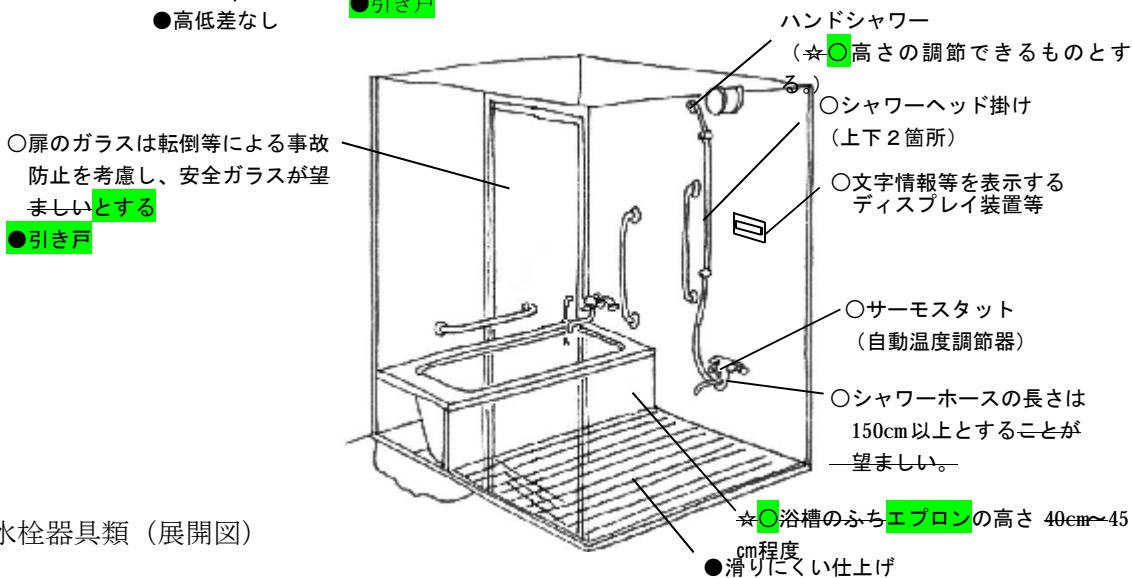
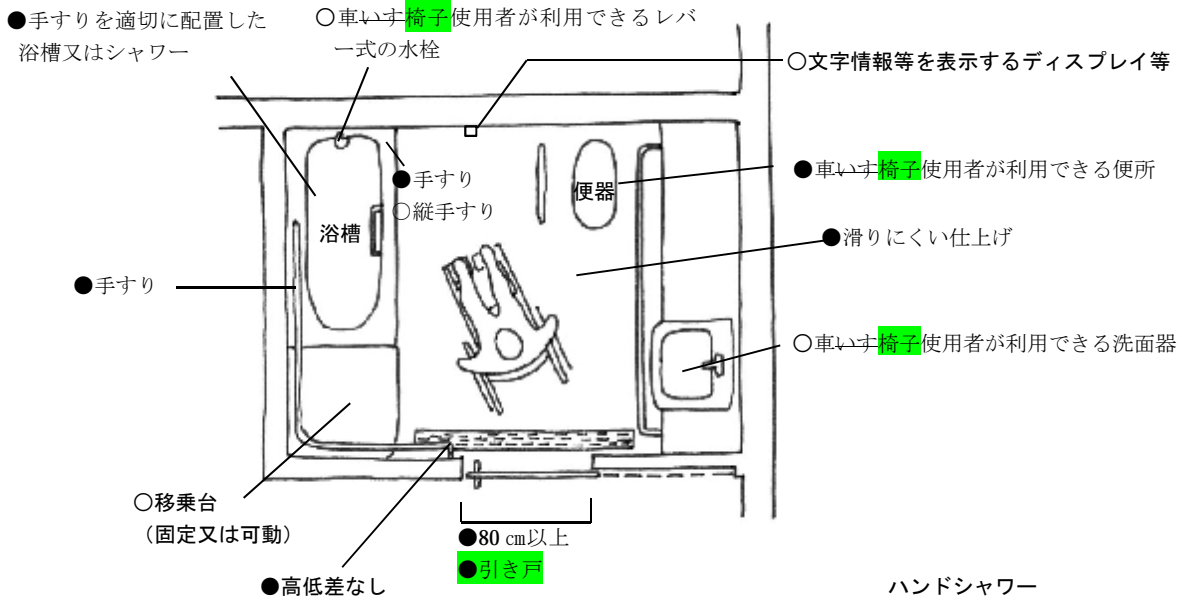


1620 サイズ (短辺入り)

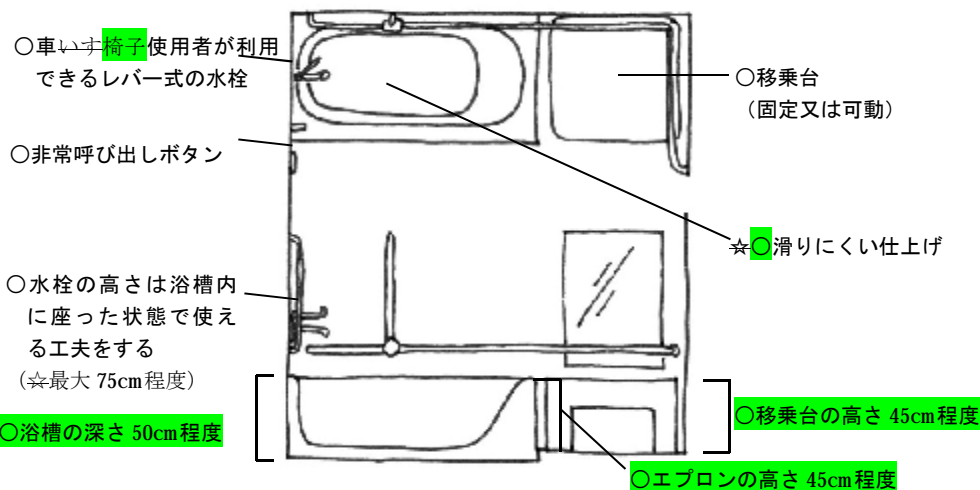
※図 10.7 から図 10.10 については、車椅子使用者用客室に対し記号（●○）で示しているが、一般客室についても整備することが望ましい。

- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆参考となる事項

●○☆図 10.37 浴室の手すり、浴槽の例（車椅子使用者用客室）

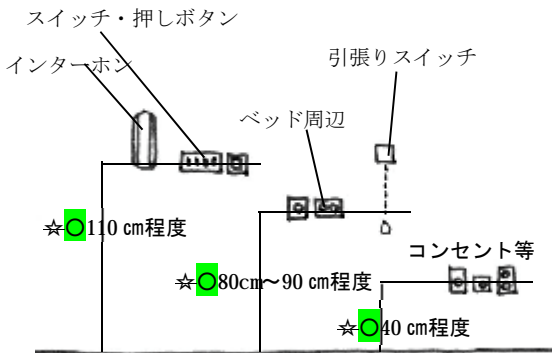


○図 10.48 水栓器具類（展開図）

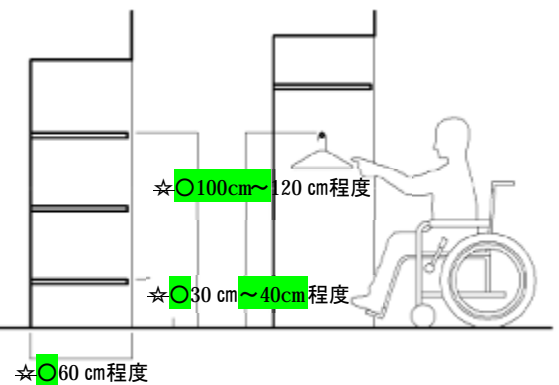


- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆ 参考となる事項

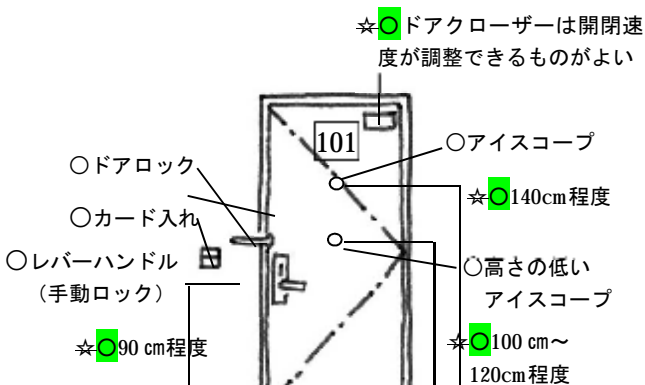
☆☆図 10.79 コンセント、スイッチの高さ
(車椅子使用者用客室)



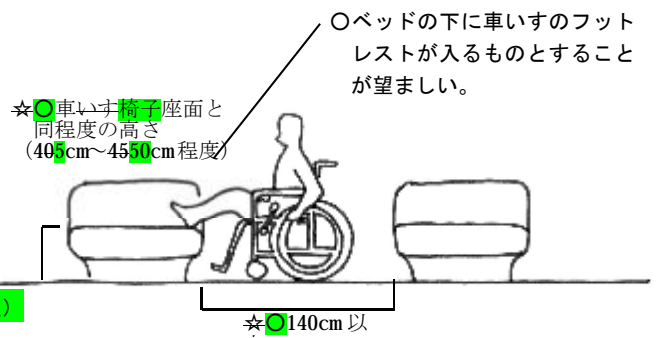
☆☆図 10.810 収納等の高さ
(車椅子使用者用客室)



○☆☆図 10.511 客室ドアの例
(車椅子使用者用客室・一般客室)



☆☆図 10.612 ベッドの高さ
(車椅子使用者用客室・一般客室)



- 引き戸 (車椅子使用者用客室)
- 引き戸 (UD ルーム I・II)

室番号の浮き彫り表示の例



- 視覚障がい者に部屋番号が分かるように、部屋番号を浮き出したものを設置する。
- 色覚障がい者に配慮し、数字と背景の色の組み合わせを工夫する。

★〇図 10.913 聴覚障がい者に配慮した設

文字情報等を表示するディスプレイ装置等



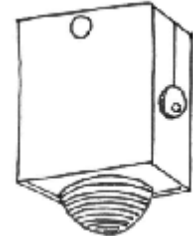
緊急時や情報を伝達したい場合に
事態を文字情報で伝える。

パトライト



スイッチを押すことによって、緊急時や
情報を伝達したい場合などにランプが
回転し、視覚により緊急事態であることを
伝える。

キセノンフラッシュライト



短時間の放電発光を利用した
点滅装置。フラッシュランプが
点滅し、視覚により緊急事態で
あることを伝える。

室内信号装置



緊急通報ボタン（左）又は従業員からの電話連
絡に反応し、文字情報や光で火災等の発生を伝
える装置

テレビの字幕放送



テレビリモコンの字幕ボタン



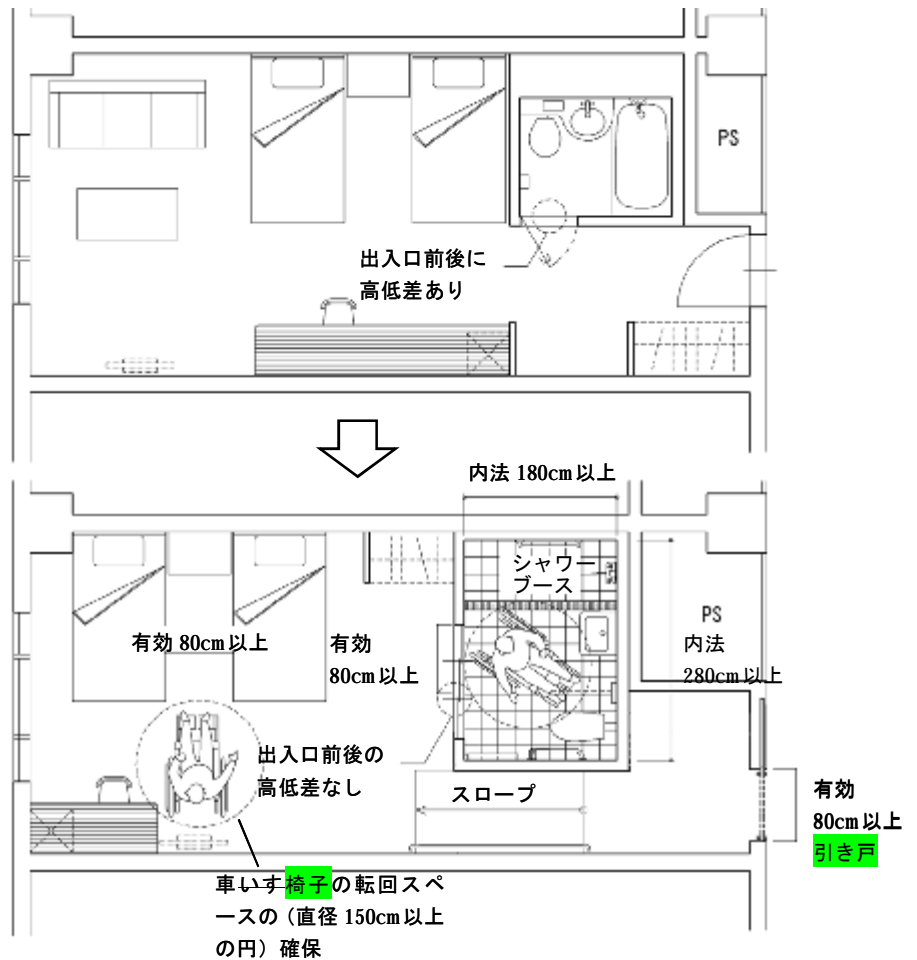
字幕ボタン

☆〇図 10.1114 改善例1 (一般客室1室を車いす椅子使用者用客室1室に改善する例)

・既存の一般客室を車いす椅子使用者用客室とするためには、必要な空間の確保、車いす椅子使用者用便房・浴室の設置、出入口の段差解消等が必要である。

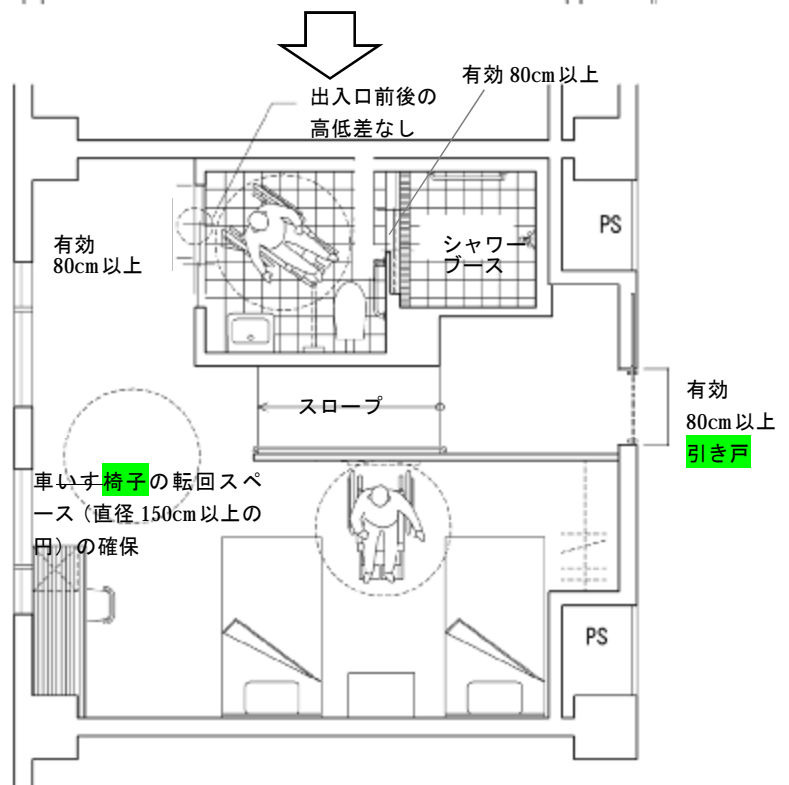
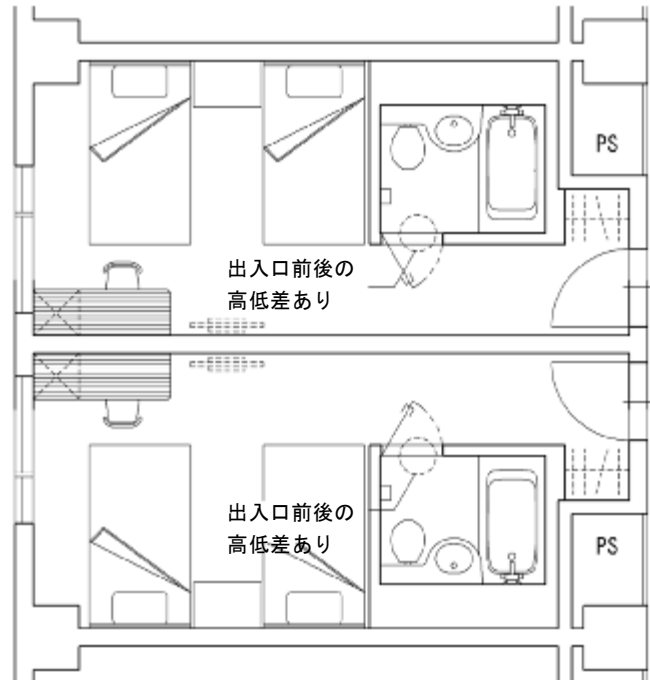
・既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合(既存客室より便所・浴室の床が高い場合等)には、改善・改修によって車いす椅子使用者用客室内にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さとあわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設けることが考えられる。

・この方法は、UD ルーム I 基準、UD ルーム II 基準に適合するための改修にも活用できる。



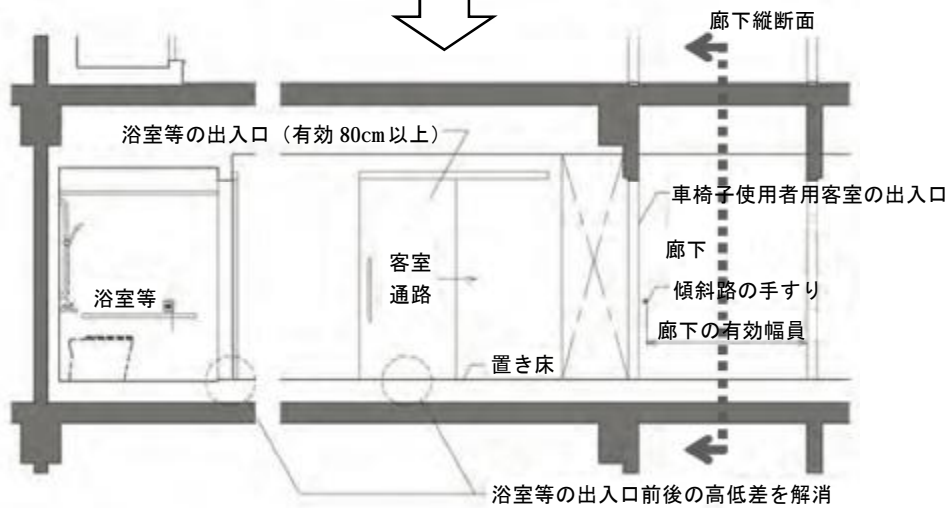
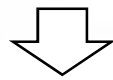
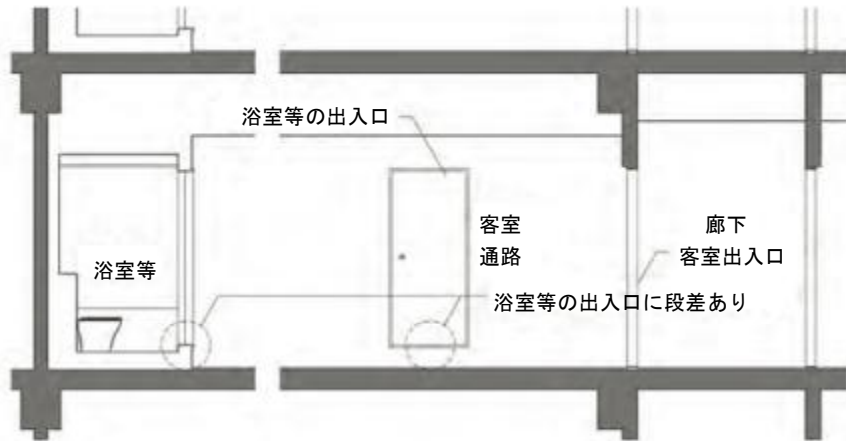
☆○図 10.12.15 改善例2 (一般客室2室を車いす椅子使用者用客室1室に改善する例)

- ・車いす椅子使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切壁を撤去して1室化し、室の間取りを変更することが考えられる。
- ・宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努める。

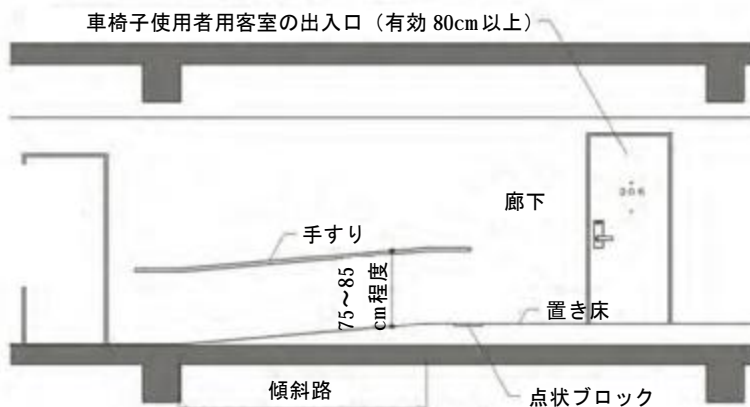


○図 10.16 改善例3 (共用廊下を段差解消して、一般客室を車椅子使用者用客室に改修する例)

廊下横断面 (客室内ー廊下)



廊下縦断面



傾斜路は、傾斜路部分の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。



客室内の浴室等の出入口の段差を解消するため、廊下に設けられた傾斜路 (勾配 1/12、高さ 16cm)

[12] 標識 (政令第19条)

基本的な考え方

標識は、一般的にピクトサインとも呼ばれ、空間全体や各空間の用途、順路などを示すために有効である。

文字より絵のほうが理解しやすいといった障がい者や、子どもに対して情報を提供することができる手段でもあるため、情報が確実に得られるようわかりやすくかつ適切に設ける必要がある。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい基準 **■**:整備 ☆:参考となる事項

条例逐条解説 P.76~77
建築設計標準 P2-160

建築物移動等円滑化基準

解説

一般基準	<p>標識</p> <p>●移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。</p>	<p>平成18年12月15日国土交通省令第113号</p> <p>・標識は高齢者、障がい者等の見やすい位置に設けること</p> <p>・内容が容易に識別できること(日本工業規格「案内用図記号」JIS Z 8210に定められているときは、これに適合するもの)P.95~96 参考~主な「案内用図記号」JIS Z 8210~参照</p>
------	--	--

配慮すべき事項望ましい整備

解説

設置	<p>☆■設置に関しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をする。</p> <p>☆■表示板を設置する場合は大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。</p> <p>☆■弱視者、色弱者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。</p> <p>○標識は、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車いす椅子使用者にも見やすい位置とする等、誰もがわかりやすい位置に設置することが望ましい。</p> <p>☆■突出型の標識を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならないような高さに設ける。</p> <p>☆■自立型標識を設置する場合は危険防止のため、視覚障がい者の通行の支障がある場所には原則として使用しない。</p> <p>○誘導用の表示板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設けることが望ましい。</p> <p>○立体通路や地下街、地下道、鉄道駅に接続している建物においては、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を、歩道や地下通路から認識できる場所に設ける。</p> <p>○JIS Z 8210に定められていない案内用図記号については、標準案内用図記号ガイドラインを用いることが望ましい。</p>	<p>色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-16~17及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」(大阪府作成)参考-202参照</p> <p>表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。</p> <p>動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるよう配置することが望ましい。</p> <p>階層移動が難しい車椅子使用者にエレベーターの場所を示す。</p> <p>標準案内用図記号ガイドライン：国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が日本財団の助成を得て設置した「一般案内用図記号検討委員会」において、2001年3月に策定されたもの。標準案内用図記号は参考-247参照。</p>
大きさ	<p>○国際シンボルマークは10cm角以上45cm角以下が望ましいとする。ただし、駐車場の床又は地面に表示する場合は、大きく書き込むこととする。</p>	
浮き彫り	<p>○ピクトサインは浮き彫りにすることが望ましい。</p>	

解説図一覧

図 12.1 エレベーターにおける標識の例	●○
図 12.2 便所における標識の例	●○
図 12.3 駐車場における標識・看板の例	●
図 12.4 地下街や地下通路、鉄道駅接続施設における誘導標識の例	○

チェック項目(政令の基準)

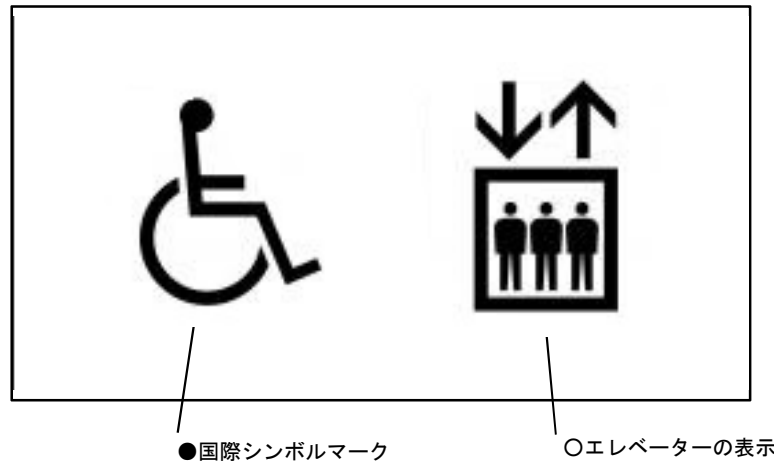
一般基準	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識を見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

関連する章

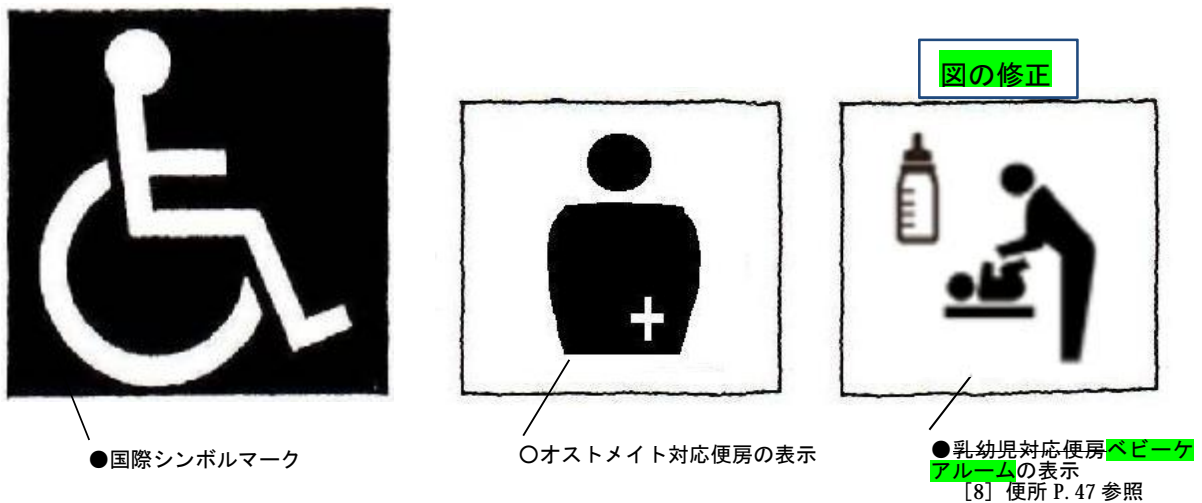
- ・[6]エレベーター:P.34
- ・[8]便所:P.47
- ・[9]駐車場:P.69

- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆参考となる事項

●○図 12.1 エレベーターにおける標識の例

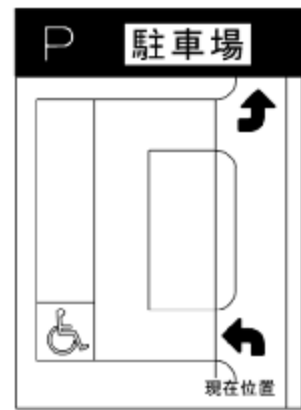
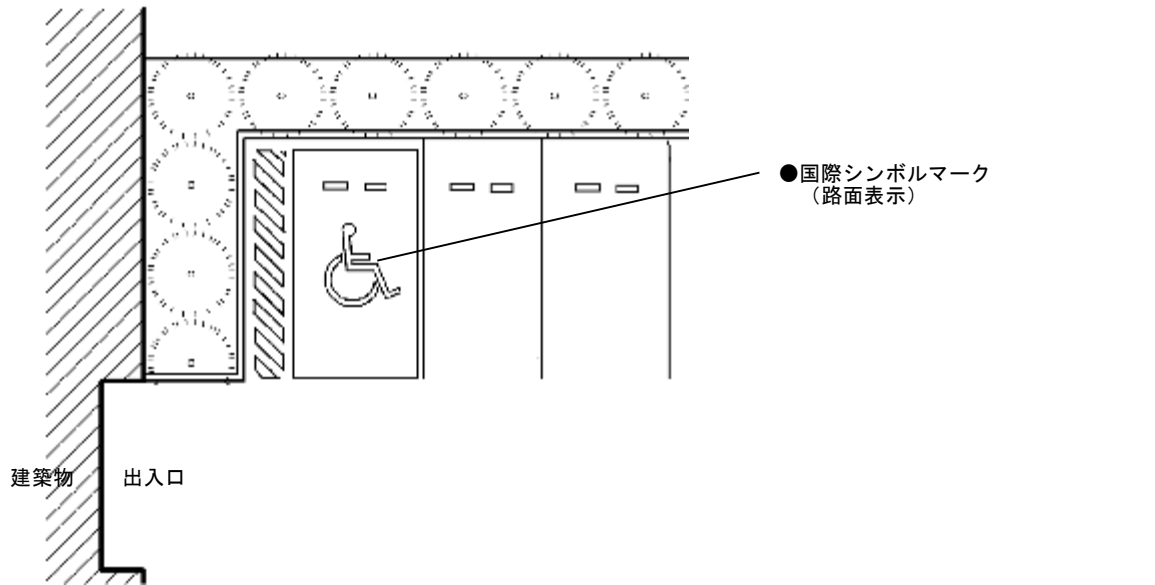


●○図 12.2 便所における標識の例



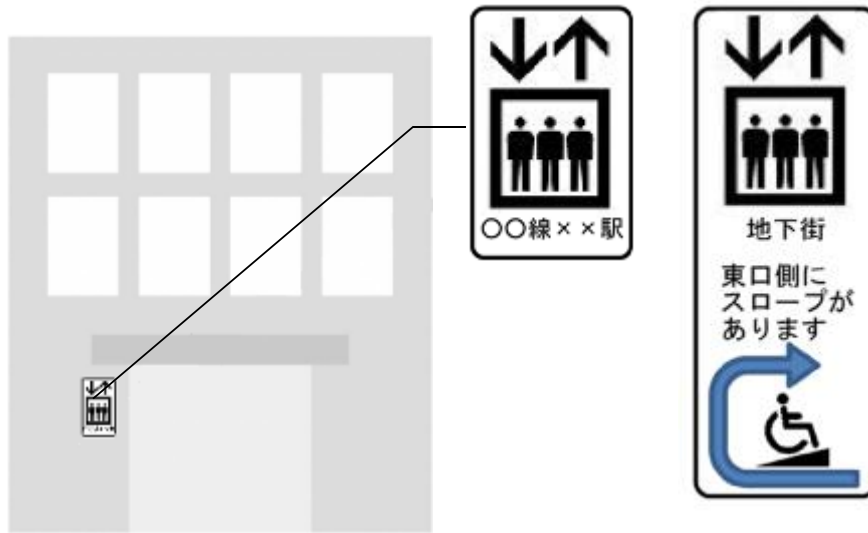
- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆参考となる事項

●図 12.3 駐車場における標識・看板の例



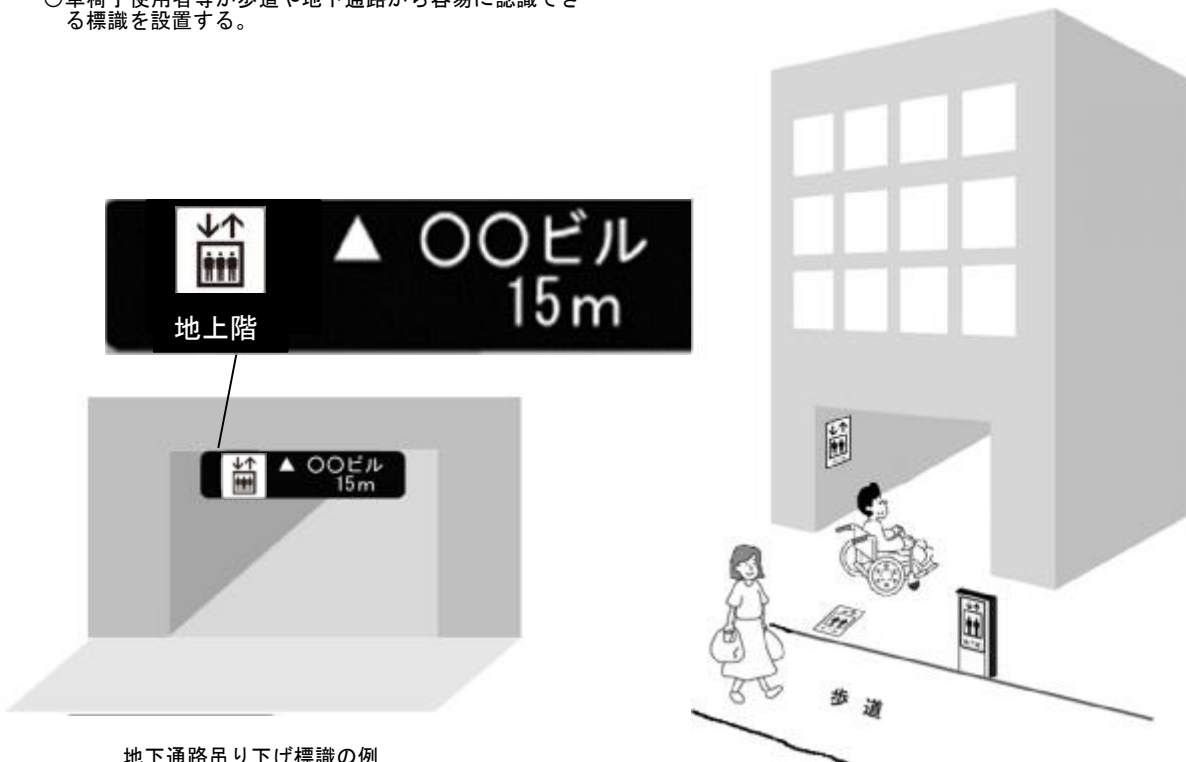
- 政令・条例の基準
- 望ましい整備
- ☆参考となる事項

○図 12.4 地下街や地下通路、鉄道駅接続施設における誘導標識の例



○正面口に段差があり、車椅子使用者が利用できない場合は、段差のない入口を案内する。

○車椅子使用者等が歩道や地下通路から容易に認識できる標識を設置する。



地下通路吊り下げ標識の例

○建物の側面に標識を設置する場合は、両方向から認識できるように、両側面に設置する。

○床面に設置することや案内板を設けることも有効。

参考 ～主な「案内用図記号」JIS Z 8210～

図記号	表示内容	出典
<p>障害のある人が 使える設備</p> 	<p>○車いす椅子に乗っている人の側面図</p> <p>○障がいのある人が利用できる建築物及び施設であることを表示</p>	JIS Z 8210
<p>スロープ</p> 	<p>○車いす椅子に乗っている人の側面図とくさび形のスロープ</p> <p>○車いす椅子などが利用できるスロープを表示</p>	JIS Z 8210
<p>エレベーター</p> 	<p>○人の入ったかご籠の上に方向を示す上下の矢印</p> <p>○エレベーターのある場所を表示</p>	JIS Z 8210
<p>エスカレーター</p> 	<p>○エスカレーターに乗っている人の側面図と上り方向を示す矢印</p> <p>○上り用のエスカレーターのある場所を表示</p>	JIS Z 8210
<p>階段</p> 	<p>○階段をのぼる人とおりる人の側面図</p> <p>○階段のある場所を表示</p>	JIS Z 8210

図記号	表示内容	出典
<p>駐車場 図の修正</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○円で囲んだアルファベット（サンセリフ体）大文字の“P” ○車両が駐車してもよい施設及び場所を表示 ○道路交通法による道路以外において使用する 	<p>JIS Z 8210</p> <p>※「駐車場」は、JIS Z 8210の改正（平成29年7月）により、「アルファベット（サンセリフ体）大文字の“P”及び自動車の正面図」に変更されており、「円で囲んだアルファベット（サンセリフ体）大文字の“P”」は平成31年7月をもって削除されます。</p>
<p>お手洗</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○線で仕切られた女性と男性の正面図 ○お手洗を表示 	<p>JIS Z 8210</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○人の上半身正面図の右下に白抜きの十字形 ○人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備がある場所を表示、また人工肛門保有者や人工膀胱保有者のことを表す 	<p>JIS Z 8210</p>
<p>ベビーケアルーム乳幼児設備 図の修正</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児の上にかがみこむ人間を横から見たおむつをした乳児の正面図。 ○哺乳瓶の外形図を配置。 ○ベビーケア設備の場所授乳、おむつ交換など、乳幼児のために使用する施設を表示。 ○この図記号を使用する場合には、少なくとも授乳及びおむつ交換ができる設備が備わっているものとする。 	<p>JIS Z 8210</p> <p>※「乳幼児設備」は、JIS Z 8210の改正（平成29年7月）により、平成31年7月をもって削除され、ベビーケア設備の場所を表示する「ベビーケアルーム」が追加されています。</p>
<p>案内</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○円で囲んだアルファベット（ローマン体）小文字の“i” ○案内及び情報提供を主とした施設及び設備を表示 	<p>JIS Z 8210</p>

参考 ～地下鉄及び地下街に接続している建物の案内標識～

◆車椅子使用者が階層移動する際には、エレベーターを利用することが一般的であり、エレベーターの場所については、建物内に標識や案内板を設けることになっています。

しかし、地下街や鉄道駅に接続している建物であることや、エレベーターの有無については、建物外を通行しているだけでは判断ができません。

わかりやすい位置に標識を設けることにより、歩道や地下街を通行する車椅子等の利用者の利便性が向上します。



●取り組み例



地下街の奥まった場所にある地上へのエレベーターを案内



歩道から見やすい位置に鉄道駅の接続案内を設置

参考 ～障がい者団体の取り組み事例「なんばおにごっこ」の紹介～

◆障がい者団体が地元商店街の協力を得て、車椅子使用者がラリー形式で難波のまちを移動するイベント「なんばおにごっこ」を平成26年から毎年開催しています。

まち歩きを通じて地上と地下の移動経路の問題点を検証し、バリアフリーの推進に取り組んでいます。



[20]バリアフリー情報の公表（ホテル又は旅館）

（条例第〇条）

基本的な考え方

高齢者、障がい者等がホテル又は旅館を利用する際には、事前に自らが障がい特性や利用目的等のニーズに応じて、宿泊・利用できるかを判断し、施設を選択できることが重要である。大阪府では福祉のまちづくり条例を改正し、施設のハード・ソフトのバリアフリー情報をホームページ等で公表する制度を創設している。

●：政令・条例の基準 ○：望ましい整備

条例逐条解説 P.〇～〇
建築設計標準(追補版) P23～26

ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表

解説

計画書の届出

- 新設等営業者は次に掲げる事項を記載したホテル又は旅館の移動等円滑化に関する情報(以下「移動等円滑化情報」という。)の公表に係る計画書(以下「移動等円滑化情報公表計画書」という。)を作成し、営業を開始する日の 14 日前までに、知事に届け出なければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 ホテル又は旅館の名称及び所在地
 - 三 ホテル又は旅館の概要
 - 四 移動等円滑化情報の内容
 - 五 公表の方法

- 既設等営業者は、移動等円滑化情報公表計画書を作成し、知事に届け出ることができる。

新築、増築、改築及び用途変更の床面積の合計が1000㎡以上のホテル又は旅館の営業者が対象。

新設等営業者で届出をせず、又は虚偽の届出をしたときや、公表をせず、又は虚偽の公表をしたときや既設等営業者で虚偽の届出をしたとき等は勧告の対象となる。

情報の公表

- 新設等営業者及び移動等円滑化情報公表計画書を知事に届け出た既設等営業者は、当該施設の次に掲げる移動等円滑化情報をインターネット等により公表しなければならない。(ハード対応)
 - 一 駐車場の有無、駐車場がある場合の車椅子利用者用駐車施設の有無
 - 二 道等及び車椅子利用者用駐車施設から主要な出入口までの段差の有無、段差がある場合のスロープの設置の有無、視覚障がい者誘導用ブロック又は音声案内の有無
 - 三 主要な出入口の戸の形式
 - 四 人的対応のある受付案内所の有無、視覚障がい者が利用することができる案内設備の有無、当該受付案内所及び案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロック又は音声案内の有無
 - 五 エレベーターの有無、エレベーターがある場合の車椅子使用者が円滑に利用することができるエレベーターの有無、点字・音声案内付きエレベーターの有無
 - 六 温水洗浄便座付き腰掛便器を設けた便房の有無、車椅子利用者用便房の有無、オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房の有無
 - 七 車椅子使用者が円滑に利用することができる浴室等の有無、貸切ることができる浴室等の有無
 - 八 ベビーチェアを備えた便房の有無、ベビーベッドを備えた便所の有無、ベビーケアルームの有無
 - 九 車椅子利用者用客室の有無、車椅子利用者用客室がある場合の客室数、当該客室の間取り図の公表の有無
 - 十 UD ルームⅠの有無、UD ルームⅠがある場合の客室数、当該客室の間取り図の公表の有無
 - 十一 UD ルームⅡの有無、UD ルームⅡがある場合の客室数、当該

インターネット等とは、インターネットの利用、パンフレットその他これに類するものへの掲載等。

	<p>客室の間取り図の公表の有無</p> <p>十二 UDルーム I、II 以外の一般客室の有無、ある場合の客室数、当該客室の間取り図の公表の有無、当該客室の出入口の幅、通路の幅、便所及び浴室等の出入口の幅及び段差の寸法(ソフト対応)</p> <p>十三 次に掲げる備品の貸出又は設備の設置の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 車椅子、ベビーカーの貸出 ロ シャワーチェア、シャワー用車椅子、入浴台の貸出 ハ 据置き型スロープの貸出 ニ 室内信号装置の貸出 ホ 文字対応テレビ、文字表示ボタン付きリモコンの設置又は貸出 ヘ タブレット端末、ファクシミリの設置又は貸出 <p>十四 次に掲げるコミュニケーションサービス等の可否</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 予約時・宿泊時の電子メールによる対応 ロ 予約時・宿泊時のファックスによる対応 ハ 受付時の筆談や手話による対応 ニ 予約時・受付時・宿泊時の多言語による対応 <p>十五 次に掲げる案内等のサービスの有無</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 建物出入口から客室までの人的な誘導案内 ロ ルビ振りやイラストの入ったパンフレットや映像による利用案内 ハ 食事の部屋での提供又は個室での提供 ニ 館内及び客室内への非常時の音声放送 <p>十六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p> <p>●移動等円滑化情報の表示は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 JIS Z 8210に定められている図記号を用いる等、高齢者、障がい者等に分かりやすい表示とすること。 二 「情報の公表」のうち、一、二、四から十二については、当該設備等が整備されていない場合においても、その旨を表示すること。 	
<p>計画書の変更の届出</p>	<p>●新設等営業者及び移動等円滑化情報公表計画書を知事に届け出た既設等営業者は、当該届出に係る事項を変更したとき(営業者の地位を承継した場合を含む。)は、変更した日から30日以内に、移動等円滑化情報公表計画書変更届出書を届け出なければならない。</p>	
<p>望ましい整備</p>		<p>解説</p>
<p>既設等のホテル又は旅館</p>	<p>○移動等円滑化情報公表計画書の届出をしない既設等営業者においても、移動等円滑化情報をインターネット等により公表するよう努めなければならない。</p>	
<p>公表方法</p>	<p>○ホームページ等への掲載に加え、海外への情報発信も可能となるような旅行者を活用するなど、利用者の利便性に配慮する。</p> <p>○利用者目線に立った効果的な情報発信にするためには、間取り図や写真・動画(車椅子使用者が実際に利用しているところ等)を用いて、室内の状況や具体的な寸法、設備や備品等の情報を視覚的に発信することが有効である。</p>	

<p>公表項目</p>	<p>○次の情報を公表すること。</p> <p>(ハード対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場や玄関、受付、エレベーターの位置等を示した配置図、各階平面図 ・客室について <ul style="list-style-type: none"> 出入口、便所及び浴室等の出入口の有効幅 便所及び浴室等の出入口における段差 便所及び浴室等の手すりの設置の有無 ベッドの高さ <p>(ソフト対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援用絵(図)記号 ・無線 LAN ・点字による利用案内 	<p>→ 上記「情報の公表」に掲げる情報のほか、左記情報を公表する。</p>
-------------	--	--

解説図一覧	
<p>図 20.1 バリアフリー情報の公表の留意事項と推奨するピクトサイン</p>	<p>○</p>
<p>図 20.2 ホームページの掲載例</p>	<p>○</p>
<p>図 20.3 バリアフリー情報の公表項目一覧</p>	<p>○</p>

関連する章
<p>・[10] ホテル又は旅館の客室:P.O</p>

○図 20.1 バリアフリー情報の公表の留意事項と推奨するピクトサイン

●政令・条例の基準
○望ましい整備

ピクトサインの凡例

(以下、対応ありの場合を記載)



対応あり
(青色表示)



対応なし
(灰色表示)

■ハード対応

(1) 駐車場

- ①駐車場の有無
- ②駐車場がある場合の令第17条に規定する車椅子利用者用駐車施設の有無

【留意事項】

- ・ある場合には、それぞれ台数を記載することが望ましい。
- ・駐車場の位置を示した配置図を公表することが望ましい。

【ピクトサイン】※対応なしの場合も記載



駐車場 有



車椅子利用者用
駐車施設 有

(2) 主要な出入口までの経路

道等及び車椅子利用者用駐車施設から主要な出入口までの経路について

- ①段差の有無
- ②段差がある場合のスロープの設置の有無
- ③当該経路における視覚障がい者誘導用ブロック又は音声案内の有無

【留意事項】

- ・段差がある場合、階段の段数を記載することが望ましい。
- ・道等及び車椅子利用者用駐車施設から主要な出入口までの経路を示した配置図を公表することが望ましい。

【ピクトサイン】※平坦、スロープ、階段は該当するものを記載。その他は対応なしの場合も記載。



該当するものを記載

(3) 主要な出入口の戸の形式

- ・基本的に自動ドア、手動の開き戸、手動の引き戸のいずれかを記載

【留意事項】

- ・出入口の幅の有効寸法を記載することが望ましい。

【ピクトサイン】※該当するものを記載



該当するものを記載

(4) 受付案内所・点字案内板

- ①人的対応のある受付案内所の有無
- ②視覚障がい者が利用することができる案内設備の有無
 - ・エレベータ又は便所の配置を点字や文字等の浮き彫り、音による案内で示すための設備で、具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りにした触知図案内板等

(触知図案内板の例)



- ③主要な出入口から当該受付案内所又は案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロック又は音声案内の有無
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設若しくは受付案内所又は室内設備の設置場所における音声案内の有無

【ピクトサイン】※対応なしの場合も記載



受付案内所 有
(人的対応)



点字案内板 有



視覚障がい者
誘導用ブロック 有



音声案内 有

(5) エレベーター

- ①エレベーターの有無
- ②車椅子使用者が円滑に利用することができるエレベーターの有無
- ③点字・音声案内付きエレベーターの有無

【留意事項】

- ・①～③までそれぞれで有無を記載する。

例えば

- ・エレベーターがない場合は①～③すべて無
- ・車椅子使用者用エレベーターであるが点字・音声案内付きではない場合は①②のみ有、③は無
- ・条例の規定により整備したエレベーターについては、①～③すべて有になる。

【ピクトサイン】※対応なしの場合も記載



エレベーター 有



車椅子使用者対応
エレベーター 有



点字・音声付き
エレベーター 有

(6) 共用部分の便所

①温水洗浄便座付きの洋風便器を設けた便所の有無

②令第14条第1項第一号に規定する車椅子使用者用便所の有無

[令第14条第1項第一号] 国土交通省告示第1496号

- ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること

③人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「オストメイト」という。）が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所の有無

④大人のおむつを交換することができる長さ1.2メートル以上のベッドを設けた便所の有無

【留意事項】

- ・各便所の位置を示した配置図を公表することが望ましい。

【ピクトサイン】※対応なしの場合も記載



温水洗浄便座付き
便器設置便所 有



車椅子使用者用
便所 有



オストメイト
対応便所 有



介護用ベッド
設置便所 有

(7) 共用部分の浴室等

- ①車椅子使用者が円滑に利用することができる浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）の有無

(参考) 大阪府福祉のまちづくり条例における浴室等の基準（第21条）

- ・浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置すること。
- ・車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保すること。
- ・出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は80 cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

- ②貸切ることができる浴室等の有無

- ・肢体不自由者や知的障がい者、発達障がい者など、異性による介助への配慮や、知的障がい者や発達障がい者で周囲の視線や周りの音などに敏感な方への対応に利用できる個室タイプの貸切ることができる浴室等の有無を記載。

【留意事項】

- ・②について、車椅子使用者でも利用できるか記載することが望ましい。
- ・②について、浴室等の数や予約可能な時間帯、価格等を記載することが望ましい。

【ピクトサイン】 ※対応なしの場合も記載



車椅子使用者対応
浴室等 有



貸切用の浴室等 有

(8) 共用部分の子育て支援設備

- ①乳幼児を座らせることができる設備（ベビーチェア）を設けた便房の有無
- ②乳幼児のおむつ交換をすることができる設備（ベビーベッド）を設けた便房の有無
- ③授乳及びおむつ交換することができる場所（ベビーケアルーム）の有無

【留意事項】

- ・子育て支援設備を設置した位置を示した配置図を公表することが望ましい。

【ピクトサイン】※対応なしの場合も記載



ベビーチェア
設置便房 有



ベビーベッド
設置便所 有



ベビーケアルーム 有
(授乳・おむつ交換室)

(9) 客室

①車椅子使用者用客室

- ・令第15条第1項に規定する車椅子使用者用客室の有無（基準はP●参照）
- ・ある場合の客室数
- ・主な客室の間取り図の公表の有無

②UDルームⅠ

- ・条例第●条第●項に規定する基準に適合する一般客室（以下「UDルームⅠ」という。）の有無（基準はP●参照）
- ・ある場合の客室数
- ・主な客室の間取り図の公表の有無

③UDルームⅡ

- ・条例第●条第●項に規定する基準に適合する一般客室（以下「UDルームⅡ」という。）の有無
- ・ある場合の客室数
- ・主な客室の間取り図の公表の有無

④①～③以外の一般客室

- ・ ①～③以外の一般客室の有無
- ・ ある場合の客室数
- ・ 主な客室の間取り図の公表の有無
- ・ 出入口等の寸法（客室出入口の幅、通路の幅、便所及び浴室等の出入口の幅・段差の寸法）

【留意事項】

- ・ ①から③は努力義務の規定で対応した規定がある場合は、その旨記載することが望ましい。
→ 例えばUDルームⅠで、車椅子回転スペースを確保した旨の記載など。
- ・ ①から③の客室は、客室出入口の幅、通路の幅、便所及び浴室等の出入口の幅・段差の寸法を記載することが望ましい。
- ・ 間取り図の公表と併せて、適宜写真（便所及び浴室等の手すりの設置状況など）や動画（車椅子使用者が実際に利用しているところ等）等を公表することが望ましい。
- ・ 客室タイプ（シングル、ダブル、ツイン等）を分けて記載することが望ましい。

【ピクトサイン】※対応なしの場合も記載



車椅子利用者用客室
●室
間取り図 有



UDルームⅠ
●室
間取り図 有



UDルームⅡ
(車椅子利用に配慮)
●室
間取り図 有



その他の一般客室
●室
間取り図 有
※出入口等の寸法
は備考欄に記載

【備考欄】

- ・ 客室出入口の幅 ●cm
- ・ 通路幅 ●cm
- ・ 便所及び浴室等の出入口
幅 ●cm、段差 ●cm

■ソフト対応

(1) 次に掲げる備品の貸出、設備の設置の有無

①車椅子及びベビーカーの貸出

【留意事項】

- ・貸し出し用車椅子は、客室及び便所・浴室等への出入りが可能な大きさのものを
選択することが望ましい。
- ・従業員が、貸し出し用車椅子の全幅、客室及び便所・浴室等の出入口有効幅員を
把握しておくことが望ましい。

②シャワーチェア、シャワー用車椅子及び入浴台の貸出

【留意事項】

- ・浴室等の大きさや浴槽の形・大きさなどを考慮し、設置可能なものを選択するこ
とが望ましい。

〔事例〕

(浴槽等への出入り)

- ・シャワー用車椅子（自走式）



- ・シャワー用車椅子（トイレ兼用型）



(座って身体を洗う)

- ・入浴用椅子 (背もたれ有り)



- ・入浴用椅子 (背もたれなし)



(浴槽への出入り)

- ・入浴 (バスボード、浴槽滑り止めマット)



- ・入浴台 (移乗台)



③据置き型スロープの貸出

【留意事項】

- ・UDルームⅠ、Ⅱの浴室等においてユニットバスを利用した場合は、浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差 (2 cm程度) が生じることから、より円滑に車椅子使用者が使えるよう据置き型スロープの貸出すことが望ましい。

〔事例〕

- ・ 段差解消のための据置きスロープ（便所及び浴室等の出入口）



※本事例では、浴室等の外側の段差の解消に活用されている。

④室内信号装置の貸出

- ・ 室内信号装置とは、聴覚障がい者に対して、ドアロック、ドアベルやインターホン、電話の着信、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光の点滅（フラッシュ）や振動等により、視覚情報や体感情報として伝える機器。

〔事例〕

- ・ 緊急通報ボタン（左）又は、従業員からの電話連絡に反応し、文字情報や光で火災等の発生を伝える装置



- ・ 来客（チャイム、ノック）、電話、スマートフォンやタブレット等のデバイスへの着信（画面の点灯に反応）、火災・緊急時に、文字と絵記号でお知らせするモニター（客室内のほか、浴室等に設置することができる。）



⑤文字対応テレビ及び文字表示ボタン付きリモコンの設置又は貸出

〔事例〕

- ・ 文字放送イメージ



- ・ テレビリモコンの文字ボタン

字幕ボタン



⑥タブレット端末又はファクシミリの設置又は貸出

- ・ 宿泊時における聴覚障がい者や外国人等への対応のための機器の設置又は貸出

〔事例〕

- ・ 多言語に対応し、スタッフへの連絡や、室内環境の調整可能なタブレット



- ・ フロントと文字でのコミュニケーションができる、コミュニケーション支援アプリの入った貸し出し用のタブレット



【ピクトサイン】※対応可能なものを記載。下記以外は言葉のみで記載。



車椅子の貸出



ベビーカーの貸出

(2) 次に掲げるコミュニケーションサービスの有無

- ① 予約時・宿泊時の電子メールによる対応
 - ・ 予約時・宿泊時における聴覚障がい者や外国人等からの電子メールによる対応
- ② 予約時・宿泊時のファックスによる対応
 - ・ 予約時・宿泊時における聴覚障がい者や外国人等からのファックスによる対応
- ③ 受付時の筆談や手話による対応
 - ・ 受付時における聴覚障がい者への筆談や手話による対応

(参考) 筆談ボード

- ・ 磁気式のメモボード



- ・ 感圧式の液晶パネル（電子黒板）



- ④ 予約時・受付時・宿泊時の多言語による対応（対応言語を記載）
 - ・ 予約時、受付時、宿泊時における外国人への多言語による対応

【留意事項】

- ・ 複数の手段を組み合わせることが望ましい
- ・ フロント等には、「聴覚障がい者には筆談で対応します。」「ドアノックセンサー等の聴覚障がい者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示をすることが望ましい。
- ・ フロント等には、筆談ボードのほか、言葉（文字、話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵（図）記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。

〔事例〕 コミュニケーションボード



【出典】セイフティーネットプロジェクト横浜

【ピクトサイン】※対応なしの場合も記載



予約・宿泊時の
電子メール対応



予約・宿泊時の
F A X 対応



又は



受付時の
手話対応



予約・受付・宿泊
時の外国語対応

(●●語)
(●●語)
(●●語)



受付時の
筆談対応

(3) 次に掲げる案内等サービスの有無

①建物入口から客室までの人的な誘導案内

【留意事項】

- ・視覚障がい者等は、空間を把握することや目的地までの距離や経路を確認することが困難であるので、建物入口から客室までの人的な誘導案内が望まれる。

②ルビ振りやイラストの入ったパンフレット及び映像による利用案内

【留意事項】

- ・知的障がい者や発達障がい者等は、複雑な話や抽象的な表現の理解が難しく、的確に内容をつかむことが困難な方もいるので、イラストや映像による利用案内を作成することが望まれる。

③食事の部屋での提供及び個室での提供

【留意事項】

- ・知的障がい者や発達障がい者等は、周囲の視線や周りの音などに敏感な方もいるため、食事の部屋での提供や個室での提供が望まれる。

④管内及び客室内への非常時の音声放送

【留意事項】

- ・視覚障がい者は視覚的な情報が制限されるため、音声アナウンスやチャイムなどの音による案内や誘導が必要となる。

【案内等サービス全体に係る留意事項】

- ・施設管理者・従業員（職員）等は、敷地内及び施設内での高齢者や車椅子利用者等の移動支援や、視覚障がい者や聴覚障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法に配慮することが望ましい。
- ・視覚障がい者等が宿泊する際には、非常時の客室内での対応策や情報伝達手段及び避難誘導について説明することが望ましい。
- ・視覚障がい者等が同伴者なく宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、照明や空調のスイッチ・リモコン等の位置・使い方、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明する等の配慮があることが望ましい。
- ・聴覚障がい者等が宿泊する際には、非常時の客室内での対応策や情報伝達手段（設備・機器の説明を含む）及び避難誘導について事前に説明すること、説明資料を準備することが望ましい。
- ・フロント等には、点字による施設の利用案内を準備することが望ましい。

■各ホテル又は旅館のホームページによるバリアフリー情報の公表の留意事項

(図 20.2 推奨するホームページ例を参照)

- ・文字の内容を読み取ることが難しい外国人や知的障がい者、発達障がい者などへ対応するため、できるだけピクトサインを併記する。
- ・ピクトサインは視覚障がい者の閲覧にも配慮し、音声対応の文字情報を併記する。
- ・ピクトサインは、可能な限り JIS や公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が作成している図記号を用いる。原則として大阪府が提供するピクトサインを利用する。
- ・ホームページには、バリアフリー情報専用のページを設け、トップページのメニューなどから直接アクセスできるようにする。
- ・利用者が記載のない公表項目（ソフト面の項目など）も把握できるよう、ホームページの下段等に、大阪府のホームページにある公表項目リストのページにリンクを張る。
- ・宿泊予定者が車椅子利用者用客室やUDルームⅠ、UDルームⅡの基準が分かるように、ホームページ下段等に、大阪府のホームページにある当該基準のページにリンクを貼る。
- ・多くの方が利用するスマートフォンなど、パソコン以外の情報端末にも対応することが望ましい。

■その他公表に関連しての留意事項

- ・ホームページ等によるバリアフリー情報の公表と、予約時及び来訪時のコミュニケーションの充実を図ることは、実際の宿泊時のトラブルの回避につながることになる。
- ・また高齢者、障がい者等の予約時には、どのような配慮を必要とするかについて確認するほか、どのような備品の貸し出しや人的対応が可能か（あるいは難しいか）等について、Eメールや電話等の手段で説明、又は提案する等、十分なコミュニケーションを図ることが望ましい。
- ・宿泊施設のバリアフリー対応の質を高めるためには、利用者のニーズを継続的に把握・蓄積し、改善や改修につなげ、加えてソフト面の工夫、情報提供内容の充実に活かしていくことも重要である。

●政令・条例の基準
○望ましい整備

○図 20.2 推奨するホームページ例

谷町四丁目ホテル		
住所 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1		
当施設のバリアフリー情報について		
凡例		
	対応あり (青色表示)	対応なし (白抜き表示)
分類	バリアフリー対応の考慮	備考欄
駐車場	 駐車場 有 (25台) 車椅子利用者用 駐車場 有 (10台)	
主要な出入口までの経路 (道等及び車椅子利用者用エレベーターから)	 下坂 視覚障がい者 誘導用ブロック 有 音声案内 無	
主要な出入口の形式 (設置しているものを記載)	 自動ドア	
受付案内所、台字案内板 (主要な出入口からの経路)	 受付案内所 有 (人的対応) 台字案内板 無 視覚障がい者 誘導用ブロック 有 音声案内 無	
エレベーター	 エレベーター 有 車椅子利用者対応 エレベーター 有 台字・音声付き エレベーター 有	
共用部分のトイレ	 温水洗浄便座付き 便器設置 有 車椅子利用者用 便器 有 オストメイト 対応便器 有 介護型ベッド 設置 有	
共用部分の浴室等	 車椅子利用者 対応浴室 有 貸切用の 浴室 有	※貸切用の浴室等 ・車椅子利用者対応しています。 ・予約は17時から22時まで1時間 単位での予約が可能です。
共用部分の子育て支援設備	 ベビーチャア 設置 有 ベビーベッド 設置 有 ベビーケアルーム 無 (授乳、おむつ交換室)	
客室	 車椅子利用者用 客室(1室) 貸取り可能 LJルームⅡ (21室) 貸取り可能 UDJルームⅡ (車椅子利用に配慮) (20室) 貸取り可能 その他の一般客室 (71室) 貸取り可能 浴出入口等の寸法は 標準に配慮	※そのほか一般客室の出入口等寸法 ・客室出入口の幅 75cm ・浴扉幅 81cm ・風呂及び浴室等の出入口 幅 74cm、設置 14cm
風呂の貸出、設備の設置 (対応可能なものを記載)	 車椅子の 貸出 ・シャワーチェアの貸出 ・設置可能なスロープの貸出 ・車内信号機等の貸出 ・対応テレビの設置	
コミュニケーションサービス (対応可能なものを記載)	 予約・宿泊時の 電子メール対応 予約・宿泊時の FAX対応 安心 物の 搬送対応 予約・受付・宿泊時の 外国語対応 (英語・中国語・韓国語)	
案内等のサービス (対応可能なものを記載)	建物入口から浴室までの人的な誘導案内 ・LJ室や(バス)の入ったシャワールーム及び休憩室を利用可能な 案内の取組及び浴室での提供	
その他のバリアフリー設備	・共用部分の車椅子利用者用便器は1階と2階にございます。 ・礼拝所のお祈り用ベビーベッドを無料で貸出しております。ご利用の際は、フロントへお申し添えください。	

五人部屋のバリアフリー情報の公表項目は以下
①車椅子利用者専用客室、UDJルームⅡ、LJルームⅡの基準は以下

●政令・条例の基準
○望ましい整備

○図 20.3 バリアフリー情報の公表項目一覧

項目	内容	対応あり (青色表示)	対応なし (灰色表示)	表示方法
駐車場	一般駐車場			有無の表示
	車椅子使用者用駐車施設			
主要な出入口までの経路 (道等及び車椅子使用者用 駐車施設から)	平坦		—	該当するものを記載
	スロープ		—	
	階段		—	
	視覚障がい者誘導用ブロック			有無の表示
	音声案内			
主要な出入口の形式	自動ドア		—	該当するものを記載
	開き戸(手動)		—	
	引き戸(手動)		—	
受付案内所・点字案内板 (主要な出入口からの経路)	受付案内所(人的対応)			有無の表示
	点字案内板			
	視覚障がい者誘導用ブロック			
	音声案内			
エレベーター	エレベーター			有無の表示
	車椅子使用者対応エレベーター			
	点字・音声付きエレベーター			
共用部分の便所	温水洗浄便座付き洋風便器設置の便所			有無の表示
	車椅子使用者用便所			
	オストメイト対応便所			
	介護ベッド設置便所			
共用部分の浴室等	車椅子使用者対応浴室等			有無の表示
	貸切用の浴室等			
共用部分の子育て支援設備	ベビーチェア設置便所			有無の表示
	ベビーベッド設置便所			
	ベビーケアルーム (授乳・おむつ交換室)			
客室	車椅子利用者用客室			有無の表示 客室数 主な階取図公表の有無 (その他の一般客室) 出入口等の寸法
	UDルームⅠ			
	UDルームⅡ(車椅子利用に配慮)			
	その他の一般客室			

ハード
対応

ソフト 対応	備品の貸出、設備の設置	車椅子の貸出		—	対応可能なものを記載
		ベビーカーの貸出		—	
		シャワーチェア、シャワー用車椅子及び入浴台の貸出	—	—	
		据置き型スロープの貸出	—	—	
		室内信号装置の貸出	—	—	
		字幕対応テレビ・字幕表示ボタン付きリモコンの設置又は貸出	—	—	
		タブレット端末又はファクシミリの設置又は貸出	—	—	
	コミュニケーション サービス	予約時・宿泊時の電子メール対応		—	対応可能なものを記載
		予約時・宿泊時のファックス対応		—	
		受付時の筆談対応		—	
		受付時の手話対応		—	
		予約時・受付時・宿泊時の多言語対応 (対応可能な言語を表示)		—	
	案内等のサービス	建物入口から客室までの人的な誘導案内	—	—	対応可能なものを記載
		ルビ振りやイラストの入ったパンフレット及び映像による利用案内	—	—	
		食事の部屋での提供及び個室での提供	—	—	
		管内及び約室内への非常時の音声放送	—	—	